

第3回阿蘇市議会会議録

1. 平成27年3月6日 午前10時00分 招集
2. 平成27年3月18日 午前10時00分 開議
3. 平成27年3月18日 午後2時49分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 淺 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	市 民 課 長	橋 本 紀 代 美
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
財 政 課 長	宮 崎 隆	教育委員会教育課長	日 田 勝 也
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観光まちづくり課長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 会議

1 会議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年度第 3 回阿蘇市議会定例会をこれから開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が 45 分に定められております。

従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

なお、一般質問には毎回、市民の関心の高い一般質問でありますので、傍聴の方々もたくさんおいでしていることと思いますが、傍聴席の皆様にも傍聴規定に基づきまして、私語、雑談等につきましては、ご遠慮いただきますようにご協力をお願い致します。

本日は、ご参加いただきましてありがとうございます。

これより順次、一般質問を許します。

13 番、五嶋義行君。

五嶋君。

○13 番（五嶋義行君） 皆さん、おはようございます。

13 番、五嶋義行です。

今期の一般質問で 1 番を務めますが、選挙が終わって初の一般質問ですので、一言ご挨拶を申し上げます。

市長、及び執行部の皆さんには、日ごろの市政運営に対して感謝を申し上げます。

我々議員も、今から 4 年間、切磋琢磨して阿蘇市発展の為に頑張りいろいろ議論していきますので、どうか宜しくお願い致します。

それでは、通告書に従って一般質問をしますが、まず火山灰対策についてということで通告をしております。

その前に、火山灰の成分について共通認識を図る為に、昨日、阿蘇山上西駅広場に行って火山灰を取ってまいりました。

一般的に、成分はガラスと鉄だと言われておりますので、この火山灰を取って磁石で取ってみますと、確かに鉄がつきます。だから、鉄があることは分かりますので、あと成分については、昨日、3 回目の副市長に同意されました宮川副市長に、火山灰の成分についてお聞きしたいと思います。

鉄以外にその他の成分どういうものがあるか、分かりましたらお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） お答え致します。

成分の取り方としても、とにかく広域で取った場所によっても違います。取った場所、主に分かっているのは、一の宮青年の家、仙酔峡、仙酔峡バスターミナル、阿蘇町の竹原、仙酔峡の仏舍利塔下、その付近が主に取っております。

ただ、議員が仰ったように、鉄分は非常に多かっていうことは分かっているんですが、その鉄分を抽出して考え方が2つあります。そのまま磁石に付く部分と、いわゆるその粒子の中に含まれるのはなかなか抽出できておりません。いわゆる、団子の外側は全部分かつとるが、中身はなかなか分かつとらんというような状態です。

それで、県でも工業試験場、それと共同大学がやっぱり分析を行っております。これをたくさん申し上げますと、なかなか時間が足りませんが、後で議員の方にこれを差し上げたいと思います。

それと水田ですが、農業する場合、参考に申し上げますと、水田と畑とではだいぶ違います。いわゆる降った瞬間、熱が高い時には殆ど中性でございます。上がった時には。それが落ちて時間が経ちますと、その元の成分が出てきまして、非常に酸性が高こうございます。酸性を見てみますと4.0から、ということは7が中性ですから、作物はそうですね雑草でも4.0以下だと育たんですね。石灰を撒いて、一番育つのは6.5と言われておりますから、それ付近まで石灰を撒いてあげてやる訳でして、それは但し基本的にはどうでしょうか。昨日、古澤議員の方からも波野の災害の対策、基本的にはその防災活火山法ということが出来ておりまして、霧島と阿蘇山と九州では出来ているとですが、その中に対して事業が含まれているものであって、どこでも出来る訳ではございません。

これを全部、なかなか説明出来んというのは、余りにも仮説が多すぎるもんですから出来んですが、これを1あげる為に反当200キロくらい石灰を振りますと、だいたい作物は出来るように平均的にはなります、ということだけ答えさせていただけると結構だと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい、副市長ありがとうございます。

それでは、次の1番目の質問に入りますが、ガラスと鉄と一般的に言われております。そういうものが今度、WCS稲を全部ホールクロップサイレージということぐらいですから、全部、葉っぱも実も牛に与える為にサイレージにするようなことをするわけですから、それを栽培しておって、大量の火山灰が降った場合に、果たしてそれが飼料として使えるかどうか。

その使えない様な状態になった時に、みとりとして飼料用米として、その途中で切り替えが出来るかという質問ですが、それについてお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

それでは、今のWCSについてご報告します。

WCSについては、今、阿蘇市では相当な数字で作付けがなされております。約9,969haということで、やはり転作の中で単価が高いということで魅力でやっておりますけども、先ほど市議が言われましたとおり、今回、降灰が続けば飼料として非常に活用出来ない部分があるかもしれませんが、やはり皆さん方、補助金目当てでされる方もおりますし畜産農家の必要な飼料としてされております。

まず言えるのが、WCSについては、やはり実需者との協議契約をしております。そういった中で作付けしておりますので、基本的には途中でそういった事情で飼料用の米に変えることは出来ません。

しかしながら、やはり前回の平成24年の水害の時ご存じだと思いますが、水害によって飼料用のWCSが全部皆無、収穫出来ない状態になりました。それについては農政局と相談をしまして、それは補助金の対象とするということにさせていただきました。

そういったことで今後、非常に厳しい状況になれば、九州農政局と相談をしながらそういったのは可能と思います。

ただ、補助金はくるとしても、要はそれをライスセンターとかに持って行った場合に、それだけの受け入れが出来るかという心配がございます。今、飼料用米については、一の宮のライスセンターの中で試食用が終わった後に持ってきていただくということで、農協との供給契約を結んでやっております。

それが、今のところ100ha部分が可能ということで対応をしてますけども、今、飼料用米についてはだいたい22haくらいが作付けされてますのでやっていますが、やはりそういったことであれば非常に面積が増えれば受け入れが出来るのか。

また、受け入れをした場合でも、その販売の先が見つかるのか。いろんな部分の問題がありますので、なかなか今からの状況に応じて検討しなくてはいけないと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。この火山の活動が、本当にいつまで続くか分からない。40数年前のような、大量の火山灰が降ればですね、本当に真剣に対応していかなければいけないなと思っております。

飼料としては、本当にどれぐらいならば食べさせられるか。牛、馬に対して、その火山灰がどの程度の害があるか、そこら辺のことが分かれば教えていただきたい。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 前回の平成元年、2年の時に、県の方が直接調査をしております。牛に食べさせた中で、どういった影響が出るかということで、その中では基本的に多少の灰が付いた状態で食べさせても影響はないということの結果が出ておりますので、極端な部分は、どうしても下痢をしたりとかいろいろな部分があるかもしれませんが、基本的には少量の部分については影響はありません。

あと、たくさん降った部分については取り払ったり、いろんな工夫をしながらするということで、専門家に聞いたらそういうことでございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。それであれば、仮にWC Sの収穫をする時に、噴霧器で風で払うとかそういうことが可能になるわけですね。分かりました。

そしたらその次の、収穫の段階で、やはりガラスと鉄ですから成分は。非常に、機械の摩耗が激しいんですね。特にコンバインとか、モアーとか、ローラーとかですね、そういう機械に対する対策は、今の時点で何か考えがありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これにつきましては、もう記憶にあると思いますが、前回の平成元年の時には非常にコンバインの刃がすぐ傷んで、修繕がかなりかかったという話を聞いております。そういった中でも、その当時は支援がなかったということでございます。

今、国の方とか県の方が補助がございすけども、これについても機械の補助というのが今、全くありません。

それから、鹿児島のように降った地域であっても、機械の補助というのはなかなかありません。やはり、事業上どうしても経年劣化で修繕が必要なのか、それとも本当にはつきり灰によって出来たのか、なかなか区別がつかないという部分もいろいろあるという部分もあります。

そういった部分で、今のところなかなかありませんけれども、状況見ながら要望する部分は勿論、要望していききたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今のところ、その火山灰対策も含めてですが、補助金、交付金というのは園芸用に集中しておるような気がするんですね。

今回の緊急対策も、園芸用のハウスの火山灰除去用の動噴とかそういうことですが、実際、あの火山灰が纏わりついた物を収穫したら、非常に摩耗が激しい。これはもう、平成2年くらいの時の、まだまだかわいいもんです。40年前くらいの火山灰だと、あの頃はまだコンバインが無かったバインダーだったんですけど、バインダーの新品の刃がだいたい1日で終わりよりました。

ですから、せっかく活火山議員連盟というのもありますし、国の支援もお願いしてそういうところの支援も考えていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 火山活動は、他の市町村でもあってますけど、基本的にはやっぱり今回のを受けていろいろ問い合わせをしてみますと、やっぱり抜本的なやっぱり施設園芸以外の路地とか、いろんな対策がなかなか厳しいという意見を必ずいただいております。

基本的にはやはり、作物を替える、施設園芸に替える、根の物に替えるとか、いろんな工夫を長期化すればそういったかたちでないと、どうしても今の現状の中で支援をしていくというのが非常に厳しいというのが現状でございますので、それにしましても、やはりこれからの状況をみながら、市として出来る部分は要望をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行。

○13 番（五嶋義行君） はい。分かりました。

いろんなケースバイケースという言葉がありますから、状況によって考えていかなければならないと思っております。

3 番目の、火山灰の有効利用はということであります。

成分はガラスと鉄と、簡単に考えれば、これを製錬所に持ち込むことはどうなのかなと思っておりますが、そういうことも含めて何か考えがありましたらお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 私たちもこの質問を受けまして、何か農業の部分で活用化というふうなことでしましたけど、なかなか聞いたりネット上で調べてもですね、やっぱり農業部分では先ほど副市長の方でありましたように、やはり pH の関係で、やはり酸性が強いということで、どうしても作物の生産については非常に有効に使える部分は無いということが言えるかと思います。

ただ、余談かもしれませんが、加工の部分でいろいろ噴火をされている地域で取り組んでいる部分はあります。例えば、魚介類を灰干しということで、要は魚介類を天日干しじゃなくて、灰を挟んで中に敷き詰めてその中で熟成をさせてやるという干物ですね、勿論、干物の部分で灰を使うということで、三宅島それから笠岡諸島、それから飛島という 3 町村が連携してそういった品物を作って消費者に売っているということで、要は火山灰を使うことによって旨味が増すというんですかね、魚の身が酸化しにくくて旨味成分が増すということがあります。

それに担ったのか、今度は新燃岳の宮崎の方では鶏のもも肉、モツを同じようなやり方で灰を挟んでその中で熟成をさせて、そうすると臭みが無くなって旨味が出るということでビジネスをされている方もおります。

そういった部分での加工では、少しの事例はありますが、抜本的な利用は無いと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。その灰干しに関しては、私も初めて聞きましたが、そうですか。そうしたら、嫌がってばかりおらんで、それを有効利用というかたちで、ピンチをチャンスに変えるようなことを考えたら良いと思います。

魚だけじゃなくて、大根とか漬物関係にも、何か面白いんじゃないですか。

課長、何か他にアイデアありませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） すみませんが、なかなか私も知識不足で全く分かりませんが、今の先ほど言いました鶏肉を熟成する部分が実際やっておられるということは事実ですので、例えば阿蘇のあか牛というのがありますので、阿蘇の地元のあか牛と灰という 2 つの特徴を活かしてやるというのは、私の個人的な考えかもしれませんが、そういった調整もですね検討は可能かとは思いますが、すみませんがそういうことです。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。非常に、何か楽しみが出来ました。早速、何か試してみたい

と思います。

ちなみに、溶岩鍋ですね、溶岩が固まって出来たやつを鍋にして、あれでガスの炎でも遠赤外線が出て美味しくなるということがありますから、火山灰にはそういう性質があるのかも知れんですね。

課長、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

2 番目の、阿蘇市の空き家対策はということで通告をしております。

今回、市長の施政方針があったからかどうか知らんが、多くの議員がこの質問を載せております。

そしてまた、今この時代の流れですね、人口の減少化を防ぐ為には、どうしても他所から人が来てもらわなきゃ困るということで各地いろんな対策をしております。

私も、以前からこのことは非常に関心があったわけで、他所から人が来なければ、今この少子化の人口減少は止められないという思いがしております。

他所の人と話す時に、「私は本当は阿蘇市に行きたいんですが、阿蘇市よりも他の所の方の対策の方が何かありますね。」とかいう話で、それは阿蘇市が遅れたら困るなということだと思っておりますもんですから、今、阿蘇市の空き家対策の現状ですか、そこら辺はどういうふうになっておるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 観光まちづくり課でございます。

お答えさせていただきます。

議員がおっしゃった空き家の定住化に関しましては、空き家バンク制度を創設し空き家の情報を提供するような仕組みを現在準備しております。

内容と致しましては、昨年の 10 月に各行政区の区長様に「住まうことが可能な建物調査」を依頼しております。情報を整理した後はですね、所有者の方と面会し、自分の持っている建物情報をホームページに掲載を了承された場合ですね、それをバンクに登録していくということでございます。

それと同時に、定住を希望し、住宅を探している方々を登録していただき、登録後は市の情報を提供することを行いまして、常時、定住を希望する方々がバンクのマッチングも検討出来るような仕組みを構築致します。

また、定住化する為に必要とされる雇用情報の整理や、阿蘇での生活に馴染んでいただく為に、地域との接点を調整する役割を目的とした「定住案内窓口」の設置を、今の観光まちづくり課の中に設置出来たらなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。是非そういう取り組みを、大体いつ頃までにそれが出来そうですか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 昨年からもう取り組んでとりおりますので、今回の

繰越しの補正の中に26年の、ホームページ等もその中で段取りしておりますので27年度中、早い段階に早速取り組む。

ただ、その部分で、ホームページ上に載せていいという方と、また実際の貸し借りの部分になりますと、その不動産屋さんを入れた方がいいのかとかそういう部分があって、実際、金銭の受け取りまでは行政がするのはどうかなという部分もありますので、概ね他の地域もそのような取り組みをされているようでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。そういう早い取り組みを、是非是非お願いしたいと思います。

また、阿蘇には温泉もたくさんありますので、そういう温泉の付加価値も付けた「温泉付きのそういう物件もありますよ。」ということも宣伝したらいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい。風呂というか、温泉の方は町湯等も旅館の方もありますし、ただ温泉付きの物件というのが、今、内牧個人の家にも昔は泉源あったんですけど、殆ど今は使用されていない状況がありますんで、ただ当然、温泉地であるということも付加価値として加えてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。温泉付き家庭菜園の畑付きとかそういうことも、是非是非お願いします。

はい。次に移ります。

次は、ごみの減量化について質問したいと思います。

これはもう何回も、私は質問したことがあると思うんですが、今回の質問は生ごみですが、その前に、阿蘇市がごみの減量化について取り組みがされておりますならば、そのこともまずお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） お疲れ様です。市民課です。

ただ今のご質問に、お答えさせていただきます。

阿蘇市における年間のごみ処理量は、一旦、平成22年くらいに少し減少したんですけども、そのあと増加傾向に転じまして、平成25年度実績で9,257tとなっております。

原因と致しましては、人口は減少してるんですけども世帯数が増えてきている。そして、平成21年、22年はリーマンショックの影響で経済も低迷してたんですけども、最近やや上向きになってきているとか、いろんな事が考えられるかなというふうに思います。

ただ、この増加しているごみの量というのを減量化対策というのは、本当にしっかり考えていかなければならないというふうに思っておりまして、阿蘇市では廃棄物減量等推進協議会に於いても十分検討していただきまして、実践等も行ってきたところです。

これまでの主な取り組みと致しましては、平成20年4月から行いましたインクカートリッジの回収、それから分別収集品目の拡大と致しまして、平成26年より牛乳パックの分別収集、そして来月からは菓子箱とかダイレクトメール、ティッシュの箱、そういうふうな小箱

を雑誌として、雑誌類と一緒に回収して資源化するように取り組んでいくところとなっております。

また、生ごみ処理機それからコンポスターこれらの利用に対しまして、補助の拡充等もしてきてるところです。

レジ袋削減につきましては、これまでも少し説明してきましたけれども、各事業所さん賛同していただける事業所さんと協定を結びまして、それぞれの事業所のやり方で啓発も含めて行っていております。

それから、啓発事業としては 3R 推進月間に開催しております講演会エコフォーラム、或いはエコクッキングとかの講演会もしておりますし、小学生を対象とした「ごみを減らす標語・絵画コンクール」辺りも今、続けてやっているところです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今の生ごみの、燃えるごみの中に入っている割合、生ごみの割合と、その未来館のピットの水分含量ですか、そこら辺が分かれば教えて下さい。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） 生ごみの割合は、従来はやがて半分くらいを占めてたんですが、最近先ほど申しましたように紙類が多くなっておりまして、生ごみは 40% 切っておるというふうに広域の方からは聞いております。

ちょっと水分含量は、すみません確認しておりません。また後で、これはご報告させていただきます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。生ごみが、50% あったのが 40% くらいに減っておると。少しはコンポスターの普及が図られたのかなと、それでも 40% あるということは、この生ごみを別なルートで集めるとしたら、そのコストというのは大体どれぐらい掛かると思いますか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） 行政において、生活ごみは分別収集をしておりますので、これを生ごみを別途集めるとなると、ステーション方式をそのまま取れるのかということもありますが、ステーションの方に別途、例えばポリ容器辺りを置いて、収集車も別途回るといふふうになりますと、今の巡回車ではなかなか対応出来ないというふうになりますので、それらの投資もあろうかと思えます。

先般ですね、宇城市の方にちょっと行ってまいりました時に、生ごみを別途収集をされておりました。その生ごみ収集に関してどれくらい維持経費というか掛かるのかというふうなご質問をさせていただいた時には、大体 2,000 万円くらい掛かっておりますというところでしたので、阿蘇圏域に引き直しては計算しておりませんが、収集の有り様からですねやはり変えていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。宇城市で 2,000 万円。阿蘇市の倍くらい宇城市はありますか

ら、1,000万円くらい簡単に。

私、先日、栃木県の方に行きまして、生ごみを民間の堆肥業者が堆肥を作っているわけですね。それから、行政の給食センターであつたり、企業の給食センターの残飯を持ち込んでもらって堆肥を作って、それが非常に良い堆肥が出来て、循環型の社会が築かれておると。

何もかんも行政がするということじゃなくて、民間の堆肥を作る人たちが、阿蘇には畜産も大きな畜産がありますし、おそらく堆肥も余っているだろうからその堆肥と、バイオマスの萱を混ぜたり生ごみを混ぜたりすれば良い堆肥が出来ると思っておりますので、そういうことも今から考えながら、そして未来館のごみ間の水分が下がるように、あれをやっぱり乾燥させるのにもかなりの経費が掛かると思いますので、そういうことも考えていきたいなと思っております。

課長、何か意見があればお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） ありがとうございます。

堆肥化プラントというところだと思いますけれども、このプラントを設置して、身近な資源、生ごみ等を堆肥化し、その堆肥を使って農地再生に向けて取り組んで、そして安全な農作物が出来て、そして消費者に戻すというふうな循環システムというものは本当に理想であると思いますし、少しでも近づけていく努力、検討もしていく必要があるのかなというふうに思います。

ただ、今回ちょっと今のお話の堆肥化プラントを考えてみますと、まず市民の皆様方が割り箸一本、バラン一枚、ラップ一片を全部分別をしていただくというふうなことが必要になってきますし、そうすると今高齢者のみの世帯も多い中で、課題も大きいのかなというふうにも思います。

また、施設整備辺りも、今の未来館のプラントと二重に施設整備をするというところの財源も大きなものがあるというふうに思いますが、いずれにしても、市民、そして事業者、そして行政が、共同してこういうふうな循環型のシステムに向けて検討していく必要はあるなというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。私は、農作物の生産者という立場から、堆肥の使い方というのに非常に興味があるんですね。

やっぱり、生の堆肥をそのまま作物に降るんでは、作物の為にも土壌微生物の為にもあまり良いことないわけですから、やっぱり立派な堆肥を作って作物に施してやると、そういうことをやっぱり考えなければならないと思っております。

堆肥社の建設とかは、民間が出来物のは民間でやってもらうように、今、課長がおっしゃったようなことを一緒にやっていきましょう。お願いします。

最後の質問に移ります。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） ありがとうございます。

先程から、生ごみということでお話を聞いてきましたけれども、この畜産関係の尿糞。山鹿市での施設は、この尿糞が94%くらいやっぱり占めています。そして、良質な堆肥、或いは液肥当たりが作られているというふうな実績もありますので、私たちもまた一緒に勉強させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。時間の配分があったものですから、ありがとうございました。

最後の質問に移ります。

最後は、「国際課」の創設はということで通告をしております。

国際環境観光都市を目指す阿蘇市としては、阿蘇市に国際課があってもいいんじゃないかなという単純に思ったものですから、熊本県の国際課に県下の市町村に国際課がどこかありますかという質問をしました。県の方からは、県下の市町村にはその国際課というのはないが、熊本市辺りがかなりその方面に力を入れてやっておると。

ですから、他の市町村には国際課はないけど、この阿蘇市は他に先駆けて、世界農業遺産、世界ジオパーク、世界文化遺産という、この世界を目指す阿蘇市としては、国際課があってもいいんじゃないかと思いますが、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

「国際課」を阿蘇市に新設してはいかがか、というご質問であります。

現在、合併10年が経ちまして、阿蘇市の目指す将来像と致しまして、議員がおっしゃいましたように「国際環境観光都市」、これを目指すところで進めております。

その目的達成に向けた一つとして、現在、世界文化遺産、また世界ジオパーク、そして世界農業遺産への取り組みを進めております。

それぞれの世界認定におきましては、当然、阿蘇地域全体で取り組みを進めておりますし、熊本県も参画して事務局を設けている「世界文化遺産」、また阿蘇地域振興デザインセンターの方が事務局を担っております「世界ジオパーク」、阿蘇地域振興局の農業普及・振興課内に事務局を置き、民間の団体も参画している「世界農業遺産」それぞれになっております。

それぞれの世界認定への取り組みにおいては、そもそもの目的、また方向性や専門性、各県を含めまして各団体の取り組み方が異なっておりますので、阿蘇市において窓口を一本化して対応するということは関係機関との統一もできますし、費用的な面、そういった部分、人材の確保もありますので、現状としては難しい、そういうふうに判断をしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。大体の答えは想像出来たんですが、先程から言うように、阿蘇が先んじて、やっぱインターナショナル的なことをやるという思いがあってほしいなと私も思うものですから、最後の質問に市長に振ってよろこびますか。

市長、国際課について市長の考えをお聞かせ願います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） あの世界にあっては、そのようにあるとすごくいいなとは思っておりますけれども、先程の農業遺産といい、それから世界ジオパークといい、かつ文化遺産についても、これは阿蘇地域全体と熊本県が関わり合いながら取り組んでおりますから、その前の段階として、熊本県の地域振興局の方に国際課というものを設けられて、そこで人材の適用と、そして人材の発掘とか、そういうまず内容の充実等をやっていただく方が、いきなり、例えば単独の阿蘇市ということになってくると、いろんな意味で課題が大きいと思いますので、軟着陸していく為にはその方向がいいんじゃないかと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい。そういうふうに、希望はあります。

ですから、外堀からですね埋めて行こうかなと思っております。

まだ、いろいろ聞きたいこともあったわけですが、もう時間も 5 分ということになりましたので、こちら辺で私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、7 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○7 番（市原 正君） おはようございます。

7 番議員、市原でございます。

選挙後の、初めての一般質問でございます。2 期目の当選をさせていただきましたので、これから私の所信であります、全ては市民の皆様の為という所信を貫きまして、執行部の皆さんと共に阿蘇市発展の為に尽くしてまいりたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げます。

それでは通告に従いまして、今回の一般質問 2 点質問をさせていただきますが、まず阿蘇医療センターの財政についてという質問をあげております。

これについて、医療センターの事務局長の方に答弁を求めますが、まず共通理解と申しますか、数字の確認をしたいと思います。

ご承知のように、医療センター企業会計としての全部適用になっておりますが、それ以前に病院事業として運営されていまして時の累積赤字、それが幾らだったのか。或いは資本金、それは幾らだったのか。

また、年間の赤字がどれぐらい出ていたのか。

そういったことについて説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

宜しくお願い致します。

それでは、ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成 26 年 4 月 1 日からですね、地方公営企業法の全部適用に移行を致しました。というこ

とで、一部適用はですね、25年度の決算期までが一部適用ということでございました。

ちょっと前後するかもしれませんが、自己資金におきましては、貸借対照表の中で14億4,500万円ということで、これにつきましては、26年度はまだ現在施行中でありまして決算は出ておりませんが、予定ということで、数字と致しましては同じく14億4,500万円ということで予定をしております。

次に、いわゆる欠損金ですね、剰余金であれば黒字、欠損金であれば赤字ということで、一般的には黒字、赤字というような表現をするかと思いますが、これにつきましては、25年度末の累積のいわゆる赤字につきましては5億6,300万円ということになっております。

なおですね、この累積赤字の経緯につきまして、ちょっとご説明差し上げますと、中央病院自体の会計を阿蘇医療センターとしては引き継ぎをさせていただいておりますが、当然、中央病院時代も収益的には黒字の時代もあったと思います。赤字の時代もあったと思いますが、結果と致しまして25年度末の累積赤字のスタートというのは、平成19年度単年度赤字が7,000万円発生したと。ただ、それについては当時、建設改良積立金というのを病院事業会計の中に積んでいたと、それを充当したと。

ところが、翌20年度も単年度で1億2,600万円という赤字が発生して、いよいよその建設改良積立金ももう無くなってしまったので、そこから赤字がスタートしたと。

その後の単年度の推移につきましては、いわゆるどれも赤字になるんですが、平成21年度が1億8,300万円、平成22年度が9,400万円、23年度が4,700万円、24年度が3,300万円と、ここまではいろいろ手前味噌ですが、当時からの職員の皆様方の努力によって単年度赤字もだんだん減ってきたところですが、25年度はですね8,000万円ということでちょっとまた膨らんでしまったというような経緯でございます。

経営状況を含めて、以上のような経緯でございました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今なぜ、全部適用前の事を聞いたかと言いますと、当然、全部適用をする中で、この累積赤字5億6,000万円の処理をしていると思いますが、どういうふう処理をなさったのか。それも私も解っておりますけども、再度確認をしたいと思います。

5億6,000万円の累積赤字の処理ですね。全部適用をされた時に、これをやはりゼロにする必要があったのではないかというふうに思いますが、その点についてはどのような処理がなされておりますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問ですが、先ほど申し上げましたように、阿蘇医療センターは、会計につきましては阿蘇中央病院の事業会計をそのまま引き継ぎをさせていただきましたので、そのまま累積赤字ということで引き継ぎをさせていただいております。25年度末ですね。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今の医療センターに、累積赤字の5億6,000万円という数字が残っているということですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい。そうでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） それでは、ちょっと私が考えていたのと違いますけれども、その数字が残ったまま医療センターが現在運営をされている。

そういう中で、やはり今後、医療センターを建設した時の建設債、その他の返済も出てきますが、その数字の確認をしたいと思います。

建設費が幾ら掛かって、そして補助金がどれだけあって、市の一般会計からの持ち出しがどれだけあって、そして最終的に今建設債が幾ら残ってるんですか。

答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい。お答えしたいと思います。

前置きと致しまして、いわゆる以前の古い老朽化した病院と施設の病院では、要はまま立ちいかぬということで、新病院の建設になったというような前提が勿論ございます。

なおかつ、その経営手段の一環として、地方公営企業の全部適用に移行したと、経営形態の見直しをしたということでございます。

なお、新病院の建設につきましては、総額で49億8,000万円の建物工事費と、いわゆる医療機器の購入ということで、固定資産購入ということで総額は49億8,000万円ですね。

財源の内訳につきましては、そのうち、病院事業債ということで起債の借入れが32億円でございます。

あと、県補助金、地域医療再生計画の中で採択されたということで、県の方から10億円きております。

それと、出資金と致しまして、一般会計の方から約7億円ということでいただいておりますので、総額で49億円ということで、そういう財源の内訳でございます。

それとですね、当然、病院事業債につきましては病院の方が償還の責に負いますので、今後の償還の見通しなんです、一応、事業債につきましては一括32億円の借入れではございません。年度毎に一番最初は、いわゆる基本設計、実施設計と設計管理の為の予算に充てるということで9,100万円程、まず平成23年度に借入れをしております。

これにつきましては、元金5年据え置き、30年償還というような返済になっております。

次に、一番大きな元と致しまして、建物外構等、この為に借入れしましたのが総額で29億6,000万円ということで、これにつきましては、平成25年と平成26年に分けてそれぞれ借りておりますが、これも元金につきましては5年据え置き、30年償還ということになっております。

最後に借りておりますのが、いわゆる機械器具、医療機器こういったものの購入の為に借りましたのが総額で2億1,000万借りております。これについては、平成26年に借りておりますが、医療機器等は、耐用年数が5年なものですから、当然それに見合う償還ということで、元金1年据え置き、5年償還ということになっておりまして、平成27年度ですね、今年

度はどれも利息だけの償還です。

平成 27 年度になりますと、最後に借りました医療機器関係の償還元金がスタートしますの
で、27 年度の元金の償還予定額が 2,257 万 5,000 円。

あと本体と、設計関係につきましては、利息が年間で 49 万 1,270 円ということで、来年度の
償還につきましては総額で 2,300 万円程ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7 番（市原 正君） 詳しい数字を示していただきましたが、償還が 2,000 万円あるとい
うことですが、26 年、27 年に 2 億 1,000 万円かけて高額医療機器を入れていますね。

5 年の償還ということで、単純に割りますと 4,000 万円の償還になりますが、その点につ
いてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、27 年の元金償還が 2,200 万円程ですね、それ以降 28 年が 4,500
万円、29 年が 4,500 万円、30 年が 4,500 万円、31 年が残りの 2,200 万円ということで、2 億
1,000 万円の償還を予定しておりますが、これにつきましては当然、償還計画と言いますか、
いわゆる通常の会計処理の中で減価償却というものがございまして、それについてはご承知
のとおり、現金の支出が伴いませので、減価償却の前の利益と、ご承知のとおり一般会計
の方から法定繰入金、繰出金というのをいただくことになっておりますので、その方を原資
として償還に充てさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7 番（市原 正君） ここで、一般会計からの法定繰入金という言葉が出てまいりました
が、病院債の 32 億円、これについての半分を一般会計からみるというふうに私は理解をして
おりますが、その点で間違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

ご承知のとおり、本来、地方公営企業法ですから経営については勿論、独立採算を柱とす
べきということで、方針とするべきということではございますが、いわゆる政策医療の部分
を含めて、また病院建設とか建設改良の部分については、要は病院の中でそれが出来るもの
ではございませんので、設置者である自治体の方でいろいろそういう援助をしていただく
というのは法の定めの中で決まっております。

先ほど議員がおっしゃったように、建設改良に変わるものにつきましては、2 分の 1 を繰
り出していただくと、こちらから言わせていただくと繰り出していただくということになって
おりますが、当然、変な言い方ですが「権利があるから 2 分の 1 を下さい。」ということでは
ございませんで、後ほど申し上げようと思っておりましたが、当然、独立採算、自助努力の
中で経営再開に向けて努力をしていきながら、なるべく早い時期に剰余金が出せるようなこ
とをして、それによって繰出、繰入額につきましては毎年度の収支状況をみながら市と協議
させていただいて、こちらとしてはお願いしたいところも多々ありますが、そこはきちんと

市の方と協議をさせていただきながら額の確定をさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） この問題につきましては、後で市の財政にも関連をしてまいりますけれども、やはり独立採算をとるという観点からすれば、病院として独自経営をやるわけですから、極めて収益性の高い病院を目指してほしい。またそして、それによって黒字化を図ってほしいというのは私だけでなく、全市民の願いであろうと思います。

そういうふうな経営努力をこれからやってほしいわけでありましてけれども、それに入る前に26年の補正だったのかな、一般会計からの繰入金ということで3億円の支出がなされます。貸付金というかたちで出てますけれども、この3億円についてはどういう状況で出されたのか、説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

26年度は、本会議の説明の中でも申し上げまして、ただ事前に議会の方にご説明が遅れたというようなところは大変申し訳ございませんでしたが、26年度は非常に厳しい経営状況の中で今経営しているところでございます。

端的に言いますと、要は収益が医業収益が極端に落ち込んでいるということで、非常に病院経営にとっても辛い状況ではあります。どうしてそんなに収益が落ちたのかということになりますと、本当に一番病院の収益の柱であります入院収益が大幅に落ち込んでしまったということでございまして、それについては、病棟管理の出来る常勤医師が26年度3名減ってしまったということで、当然、病棟管理というのは常勤医師しか出来ませんので、それに伴って入院患者様が大幅に減ってしまったと。

それと新病院の開院に併せて、入院患者様の調整をさせていただく中で、お名前を挙げますと循環器の永吉先生が新病院の中で、当然、心臓カテーテルの手術、検査そういったものを暫くブランクもあったもんですから、きちんと新病院の中で対応出来るように、3ヶ月程千葉にあります病院の方に研修に行かれたと。それによって、また常勤医師の方が一時的な不在が生じたということと、先ほど言いましたように、最善の移転をすべく、かなり前もって入院患者様の診療制限というか、早い話が他の病院にお願いしたり、施設にお願いしたり、一時的に自宅に帰っていただいたりだとか、そういったことをしたことによりまして、大幅に入院収益が減ましたので、いろいろ他の収益も当てにしたりとか、いただいたりとかしてるところがあったんですが、今回3月補正で市の方から3億円貸付金を貸していただくということをご承認いただいたわけですが、それについては支払いとか職員の給与、それにつきましては当然決まった日にお支払をしなくてはなりませんので、その為の運転資金として貸していただいたということでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 非常に今病院経営が、医療センターの経営が厳しいということは私も見て分かりますけれども、そういう中で3億円の繰入を行ったと。

それで、その返済については、どういうふうになっていますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

市の方からお借りさせていただきました3億円につきましては、0.4%の利率で10年償還ということで返済をさせていただくということで、平成27年度、来年度ですね、それ以前にお借りしている分もありますので、平成27年度につきましては、元利合わせて3,120万円返済をさせていただくということで予定しております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 10年の償還、3,000万円ずつ。

それから、さっきでました四千数百万円の返済、いろんな返済が重なってまいります。

27年度の今期の議会に提出をされました予算書の中に、やはり他会計からの繰入ということで3億8,000万円程ありますけれども、これについては先程の3億円とは別ですか。一緒ですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 3月の補正でお願いしました、あと残りが2億2,500万円については、かなり前にご説明致しましたが、25年度までの累積欠損が5億6,000万円あったということに対して、市の方で、それ以前につきましては事業管理者は市長でございました。経営責任も含めて、新しい事業管理者の方に移りましたので、それ以前の分については、市の方がそういうご配慮をいただいたというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） その、最終的に私が知りたいのは、27年度に他会計からの借入金ということで3億8,000万円です。予算書が出てますね。

これは、いつ使うんですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 3月で計上させていただきました総額5億2,500万円の一般会計繰出金、うちの方は繰入金ですね。それと、貸付金については、26年度の会計で不足する部分に充当させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 多分、聞いておられる皆さんも、この数字がどうなっているのかということで、非常に疑問をもたれていると思います。

この問題については、再度、今回はもう1、2点の質問に止めますが、この後6月等に管理者の出席も求めているいろいろな質問したいと思っています。

最後にもう一つだけ、事務局長にお尋ねをします。

収入予定が23億円。給与がそのうちの13億円を占めてます。私も以前から、農業経営いろんな経営をやってきましたので、去年の10月に全て子供に経営移譲しましたので、今経営者ではありませんが、経営者としての経営をやっていく中で、人件費が30%を超えると非常に経営困難になります。

既に50%近く超えている状況の中で、事務局長として医療センターの経営をどのようにし

たい、どのように改善をするというような計画があるのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

以前の中でもお話しましたように、こんな厳しい財政の中で、市の方からのご援助もいただきながらなんとかやらせていただこうと思っておりますが、それに甘えることなく 27 年度はいろんな増収の対策、或いは経費削減に取り組みをさせていただきながら、何とか出来れば単年度収支が限りなく赤字の幅を圧縮出来るように、黒字に出来るとまで言い切れればいいんですが、そこはちょっとなかなか厳しいと思いますので何とか赤字を圧縮して、黒字化につきましては、28 年度単年度収支が黒字化ということで計画を立てさせていただいております。

その中で、今議員がおっしゃいましたように、病院経営の中で大きな指標が 3 つございます。経常収支比率、これは当たり前ですが医業収益と医業費用でその割合でですが、要は 100 を超えれば黒字になったということでございますので、当然 100 を超えるように目指すということでございます。

それと、今おっしゃいました職員給与比率ですね、これは病院の中ではちょっと議員の見解とは違うんですが、病院経営の中では 50% 台であればよしということになっております。

病院経営の中で、費用の中で人件費が相当、人的サービスが病院の中で大きな柱でございますので、給与比については低いに越したことはないんですが、いわゆる黒字を出している公立病院の数値を見ますと一応 50% 台も、54%、55% を目安にしてそれ以下に抑えるということで予定をしております。

それと、あと一つが病床利用率で、当たり前のことですが、病床利用率が上がらなければ病院収益は上がらないということで、これも目標では出来る限り 100 に近い方が良いと分かっている話なんですけど、予定では 84% から 87% というような数値目標を掲げておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7 番（市原 正君） 経営改善に向けて、医療センターとして努力をしているという説明をもらいましたけれども、インターネットで見ると全部適用をやっている病院、全国にいっぱいあるわけですけども、県下でも天草の方の医療センター非常に良い経営をしていると載ってますけども、こういった所をやはり視察をする、或いは状況を聞きに行くとか、そういった方法については考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まさしく、全部適用に移行する前の研修は、天草の方に行かせていただいて、させていただきました。

要は、全部適用に移行するノウハウと、移行した後のことについてもいろいろ教えていただいたところですが、また良好な関係でもありますので、一応詳しいところまで深いところまで、いろいろ先進的な取り組みだとかそういうところも踏まえて経営的なところを、また

研修に行かせていただこうとは思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 医療センターの財政状況についての質問、この辺りで終わりますけれども、やはり28年度の黒字を目指すという一つの目標ありますね。これに向かって、医療センターのスタッフ一丸となって努力をしていただきたいというふうに願っております。

医療センター事務局長、ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入ります。

阿蘇市の財政についてということで、これは12月の一般質問の中でも行ったことでもありますけれども、実は今まで私どもが、私4年間議員をさせていただきましたが、その中で市長の施政方針、或いは市監査委員の意見書そういったものを説明を受けました時に、市の財政状況というのは、阿蘇市の場合、極めて健全であるとそういうふうな説明を受けてまいりました。

そういう中で、今回、市長の施政方針の中に、依然として厳しい財政状況にあるという言葉が出てまいりました。

財政課長に伺いますけれども、いつごろからこういう状況になったのか、その原因は何なのかそして、その対策としてどういったことを考えておられるのか、この3点について説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。財政課です。

結論から言いますと、取り組みの結果とですね、現状というふうに私は思っております。

と申しますのも、25年度の決算を踏まえまして財政課健全判断比率という、いわゆる4指標でございます。国が示しております。

これは監査委員の報告の中でも、概ね健全であるというような報告を受けまして、市政報告会とかでも、市民に対しましても「健全である」という旨を伝えてきたところではあります。これあくまでも日々の財政運営の結果でございまして、ご承知のとおり阿蘇市の場合、自主財源が3割弱でございます。残りの7割は、国県の補助金、それと地方交付税、それとあとは起債でございますね。そういうものがございまして、財政力は弱い自治体の一つになります。

そういうことを踏まえますと、予算を編成する中で、市民生活に直結した安心・安全な政策は不可欠でございます。それと災害復旧、これは関連事業も含めまして、その事業費。それと、年々増加しております社会保障経費の確保。それにもう一つ加わりますのが、今年度から始まります地方交付税の削減。こういう状況をみますと、財政状況が厳しいという現状は否定は出来ません、というふうに思っております。

財政課と致しましても、この健全化比率が結果として、来年以降も「健全である」というふうな報告が出来るように、中長期にある程度の情報を見据えながら取り組んでいくと、財政課としては常に、危機感を持って取り組んでいるというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、財政状況が弱いという説明を受けました。

やはり、自主財源が30%切っている、或いは地方交付税そういったものに対する依存度が高いといった中で、今後、交付税の減額という問題が出てくるという説明を先般から受けております。

最終的に、何年度にどれだけの減額があるのか、きちんとした数字を出せますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 現時点では、きちんとした数字は出せません。

と申しますのも、交付税の算定替え、最初、合併前に国の方で決めた制度から今、再考がっております。いわゆる、合併をしていない3万人の市と、合併をした3万人の市と違いますのは、それぞれの財政事情が違います。面積も大きくなりますし、コストも大きくなります。それだから、合併していない所に対して、そのまま合併した分を元に戻すというのは、いかななものかという議論がありまして、今どこまで下げるかという国によって新たな考えが出ております。

その結果を踏まえて額が決まってきますが、今現状はですね、大体8億～10億円くらいは最終的に6年後、現在の普通交付税からは減るんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、これは今の制度で考えた場合ですね。この数字は、大きく動きます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 一部、私が聞いている中では、交付金が30億円減額になるのではないかとですね、いろんな数字が出ておりますが、財政課としては今の数字をみてるということ間違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 30億～35億円という数字は、今年が1割減ります。その次が3割、5割、7割、9割と減りますので、26年度段階から31年を比較しますと、やはり9億から10億円くらい減るんじゃないかなとかたちです。

それと、言葉悪いですけど、この3角形の部分ですね、毎年の全ての削減額の延べと言いますか、その額が30億～35億円くらいになるんじゃないかなというふうなかたちでございますので、26年度と比較して30億円減るという説明ではございません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 一応、そういう30億円という数字が独り歩きしておりますので、やはり今、財政課長からの説明をもらってですね、やはり一辺に30億円最終的にどんと減るのではないということを聞きましたので、少しは安心をしております。

しかし、依然としてこういう状況にあるということで、今回説明を受けておりますので、やはり財政課を含め、各課で自主財源の増額に繋がるような事業、或いはそういったことを少しずつやる必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、今後も財政課を中心に財政状況を把握をしながら、私も見守っていきたいと思いますので経営努力を求めておきます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、今から 10 分間、暫時休憩を致します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

○議長（藏原博敏君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

これより、10 番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） おはようございます。

10 番議員、大倉でございます。宜しくお願いします。

3 期目になりまして、初めての質問であります。

12 時までに終わりたいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1 番目に通告をしておりますのは、区長要望についてということで、今期 3 月議会において当初予算も可決されております。

これから予算の執行が始まるわけですが、普通建設費 38 億円予定されておりますけれども、まだまだ道路の舗装、修理等ですね必要な部分がたくさん残っているかと思います。

大型の公共事業、学校、病院、幹線道路、今回できました草原保全活動センター、それに住宅とか、いろいろ大きな部分は目に見えた部分は出来ておりますけども、まずは市民の生活に直結したところの工事、それから区長さん方の要望、そういうのが年間あがってきていると思っております。

各区の区長さんからのインフラ整備等の要望は、年間どれくらいあがってくるのか。これは災害関係も含めて、前、高宮議員が質問されました 1 万箇所以上の調査をして災害調査の漏れはあった、補助金の部分と単独の部分があるということで、区長さんの要望でそういうところも含めて、どれくらいあがっているのか宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） それでは、お答えを致します。

まず、区長の要望でございます。

大体、合併後 10 年間ですが、毎年平均で 150 件、年間で 150 件というのが建設課への区長さんからのご要望でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 毎年 150 件ということで、どういうものがあるか。道路とか、小さ

いものは側溝掃除とかいろいろありますけれども、そういうどういう要望があがっているか、お聞かせいただきます。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答えを致します。

今、おっしゃいましたように、主に道路、或いは水路、河川といったものでございます。

市道、それから市が管理しております河川につきまして、対応させていただいておりますが、中で里道と水路ですね。前のやつにつきましては、できるだけ地元での対応をお願いをしまして、原材料等の支給で対応していただくというかたちをとっております。

中身は、ほぼ道と川というかたちでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） そういうことで、大きな道路が出来たりすればその辺も変わってくるかと思えますけれども、今まで要望しとったのにもう大きな幹線道路とか出来て良くなったとかいうことも時間が経てばあるかと思えますけれども、それに対して対応はどれくらい出来ているか、各区に先ほど言われました原材料支給とかそういうものも含めて、どれくらい対応が出来ているのか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答え致します。

現在ご要望いただいた 10 年分全体の、約 58%が対応が終わっているというふうに判断を致しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 約半分以上は出来ていると。それに今、出来つつあるということで理解していいと思えますけれども、それに早急に今から対応していかなんいかん所とか、災害で水の流れが変わって道路が側溝が埋まって、今回また雨が降ったりして災害が起こるということでそういう所を、今現在やっている所はどの辺がありますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 人命とか、住家に直接影響があるような危険な場所は、1 月の臨時議会でも予算を計上させていただきましたけれども、現在、内牧の下り山地区の応急対応を致しております。護岸が膨らんで倒れかかっているということで、そういったものは緊急的に対応致しております。

それから、災害も出来るだけ財源が一般財源で全部やると費用が掛かりますので、補助金等を探しながら対応をさせていただきたいと思っております。

かなり長くお待ちいただいて、やっと解決できるような部分もありまして、非常に申し訳なく思っておりますけれども、全体で 5 割ちょっとの要望の対応が終わっておりますので、この近年 2、3 年にご要望いただいた分については、まだ対応が出来てないという所の方が多くなっております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君

○10 番（大倉幸也君） 2、3 年待ちということですが、予算的なものですね、予算を

少しでも増やして、こういう対応を急いでいただきたいと思っておりますけれども、先ほど言われました財政が厳しい折、そういうところの予算をもう少し増やして、区長さんの対応にいろいろ答えていただきたいと思いますけれども、予算的なものはどうなっていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 毎年積み上げを致しまして、財政課と協議の中で予算をつけていただいた分で、可能な限りやっていこうと思っておりますし、例えば先ほど申しました、緊急対応しなくてはいけない部分、或いは昨年ありました豪雪、或いは今回の灰のような問題につきましては、財政課等とその都度協議をさせていただこうと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 区長さんの要望を宜しく対応していただきたいと、今後宜しく願いしておきます。区長さん方も2年で交代とかもあるんで、自分の区長している間に出来なかったと言われぬように、予算の方もしっかりつけていただきたいと思っております。

以上で、1 番目の質問は終わります。

続きまして、2 番目の質問、阿蘇山噴火による降灰対策についてということで、質問を致します。

先ほどは、五嶋議員からも農政関係の方は質問がございましたけれども、昨年の8月30日から噴火が始まりまして、今現在、毎日噴き上げているところです。火山灰の被害もいろいろ、風向きがだんだん暖かくなって変わってきまして、こちらの方にも火山灰が降ってきているという状況になっております。

その中で、火山灰の対策ということで、阿蘇市の市町村会が2月4日に県に要望をされております。

そういうことも含めて、農業関係、観光関係、それから住宅、市街地関係、それ順番にどのように対策を行っているか宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 各課の方がおりますけれども、先に総務課として全体的な取り組みについて、まず報告をさせていただきたいと思えます。

火山の噴火状況につきましては、皆様方ご存じのとおりであります。専門家に言わせると、この火山活動も時折ストロンボリ式噴火を繰り返すなど、マグマ活動に既に以降していると、長期化も予想されている、そういったふうな見解であります。

市の対応につきましては、まず11月25日の噴火を受けまして、噴火直後からまず情報収集を進めておりますし、被害の調査を進めました。部長会議でありますとか、部課長会議を通じまして、鹿児島県で実際に取り組まれている降灰対策事業の一覧、そういったものを出しまして、各課の方にはこういった事業が鹿児島県では行われている、緊急に取り組めるように事前の準備をお願いしたい、そういったところでやっております。

現在では、本庁、各支所に火山灰収集ボックスも設置しておりますし、国庫補助事業を受ける中では、どうしても1㎡あたりの火山灰の量それがあくまでも基準となりますので、まず火山灰の量を測る部分を進めております。

それと、言われましたように、機会あるごとに振興局もそうでありますけども、熊本県、また状況の折には市長の方に足を運んでいただきまして、各省庁の方に要望活動を行っているところであります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 全体的に私も調べましたところ、1mm火山灰が積もれば重さが1㎡あたり1kgになるということで、鹿児島市あたりはそういうものを集める袋ですかね、そういうものも用意してあって、集積する所の場所も何か作ってあるそうです。それを埋め立て処分場に持っていくとか、そういった対策をやっているみたいです。

それから、手押し式の降灰除去機というか、何か押してブラシが付いているやつですかね、そういうのも鹿児島の店では売っているそうです。

そういうところも含めて、対策を宜しく願います。

農業関係から、順番をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、農業関係についてご説明します。

これまでの対応ということで、説明させていただきますが、11月25日以降まず現場の調査をしたということですけど、農業関係については水稻について収穫がもう終わったと、それから路地についてはほぼ9割程終わっているという状況の中での被害でしたので、波野さんを中心にいろんな聞き取り調査をしながらやってきたところでございます。

最終的には、補正であげさせてもらったように、県の補助を使いながら予防というかたちで組ませていただきました。

ただ、今後については先ほど言いましたように、春先、非常に阿蘇の方にかかるということですので、状況をみながら判断していきますが、まずは国の火山周辺営農の対策事業というのがございます。その事業認定というんですか、地域の認定に向けて今取り組んでいるところでございますので、その指定を受ければ、また国の補助、県の補助で75%の補助とかいろんな部分がございます。そういった部分で、対応をしていきたいというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 火山灰の除去の洗浄機とか、いろいろ補助が決定しておりますけれども、こういうのは申込みとか既にあってますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 予算の中でも説明させていただきましたように、もう既に県の補助の部分は確定をしておりますので、今後納入しながらお金を支払って、そして各農家で使っていただくということで今しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） やっぱり農家の皆さんは、今から火山灰がこっちに向かってくるということで、前は5年間くらい続いたそうですもんね。それで、季節が変われば農作物にも影響がでると思います。

稲刈りの時、さっき言われまじょうに、コンバインの刃がすぐ無くなるとか、私も昔バイ
ンダーでいろいろ経験しましたけれども、健康被害とか無くて良かったんですけどね、農作
物の被害がなるべく広がらないように宜しくをお願いします。

次は、観光関係、商工観光関係、宜しくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、観光課からお答えしたいと思います。

観光客面につきましては、大体お聞きしたんですけど、良いところで1割減、悪いところ
で5割減ということで、概ね均しまして2割減ということではないかなと思っております。

それと、修学旅行等が御嶽山の影響で、一番多いところで1,500人くらいの減となっております。

ただ、この分につきましては、関西方面だったり沖縄方面だったりするもので、今、旅館
組合等とも連携して、修学旅行担当の先生方等をお呼びする事業をやっているところでござい
ます。実際、先日も京都の舞鶴の方から来ていただいております。それと、全国の修学旅行
の元締めの団体等をですね、そういったかたちです。

それと、関西、福岡方面には合計8回程、報道機関等に現状をお知らせする。当然、阿蘇
はそれまでも火山ガス対策等もやっておりますし、他の地域に先駆けた取り組みをやってお
りますので、そういうことをやっております。

それと、御嶽山も終息した頃です、今後、世界ジオパークということで「今しか見る
ことのできない火山活動」ということで誘客を図っていききたいと思います。

それと、火山灰等につきましても、ちょっと鳥取県辺りで加工されているところがありま
すので、ちょっとお尋ねして商品化を今打診しているところでございますので、当然、観光課
としては山上特会の公園道路も持っておりますので、あそこの除去した火山灰等を有効活用
出来ないかなと模索しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 観光客にも「活きている阿蘇が見られる」というところを売りにし
て、草原保全センターも出来たことですので、そういったことも併せて、修学旅行と「活
きている阿蘇を勉強する」とかそういうツアーとか、そういう企画とかそういうのは考えてお
られますか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 今、お尋ねになったとおり、ジオパークのガイドさ
んとかもいらっしゃいますし、草原学習センター、あの辺をエコツーリズムの拠点施設とし
て、あそこでワンストップサービス、またはワンストップサービスを行うことで、今度、情
報センターの中にも人員を入れますので、そこで徐行商品の造成。ですから、エコツーリズ
ム関係の団体を全てあの周辺に寄っていただいて、商品造成を行っていききたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） はい、分かりました。

この前、阿蘇山に登ってきましたけれども、噴煙を間近に見られるというのはなかなか機会がないもんですね。全国の皆さんに、世界の皆さんにそういうところを売りにして、活きている阿蘇を是非見てもらいたいと思います。

これで、一応終わります。

それから、住環境の方ですかね、どういう対策がなされるか宜しくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） 失礼します。

住宅、市街地関係につきましては、活動火山対策特別措置を、いわゆる活火山法に基づきまして、国土交通省の補助事業で道路、公園、及び宅地の降灰の運搬処分等を行えるような事業がございます。

その事業を将来的に検討していく為に、現在、住環境課の方で事業採択の基礎となる降灰量調査を、これは国土交通大臣に届け出をする必要がございますので、それを12月中に行いまして、1月から観測を行っております。

事業の採択要件としまして、1年間を通じて降灰量の合計が1㎡あたり1kg以上あることということになっておりまして、現在、市内を4つのブロックに区分しまして、市役所、波野支所、阿蘇医療センター、阿蘇西小学校の4ヶ所で、毎月末の降灰量を測定しております。

あと、実際の灰の処分につきましては、一応、宅地内の降灰処分に関しましては、現在そういう事業はありませんので、問い合わせに対しまして、火山灰は廃棄物には該当しないという、これは法的な見解がでておりますので、出来れば自宅敷地内あたりの自己処分をお願いしております。

しかしながら、そういう処分地がないという方には、一般家庭の方には、各支所、及び市役所の方に回収ボックス、そこ裏手に置いておりますけど準備しておりまして、レジ袋等に入れて持ち込みをいただいておりますので、随時、職員により妻子ヶ鼻の採石場跡地を最終処分地ということで市の方で定めましたので、そちらに搬入しております。

また、宮地地区の企業等につきましては、自主的に回収されているところがございますので、そこにつきましては職員が同行し、直接企業の方から処分場に持ち込んでいただくということで、現在搬入をいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 先ほど言いましたけれども、道路清掃車等の導入とか、この前、県に要望がされておられますけれども、そういうのは今、導入の予定とかどうなっていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答え致します。

道路清掃車ですが、現在、国土交通省が所有しているのが1台、それから県が委託をしておられる業者、専門の業者が2台持っておられるということでお聞きを致しております。

これにつきましては、必要に応じて借用するというかたちでお話をさせていただいておりますが、有料ということになりますので、また話は詰めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 清掃車の機械は、普通に私たちが今見ている国道を清掃しているあれと同じですかね。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 国道を掃除しているブラシ付きの車です。あれが、道路清掃車になります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 分かりました。降灰がこれから、また数ヶ月から何年続くか分からない5年くらい続くかと思えますけれども、対策の方をしっかりとっていただきたいと思えます。

それでは、3 番目の質問に移ります。

阿蘇医療センターについてということで、質問を致します。

先ほど、市原議員の質問では財政的なもの数字的なものが質問にあがっておりましたので、私はまず通告に書いてありますとおり、常勤医師が4月から9名体制と、4名増えて9名体制となってくると思えます。

新しく勤務される4名の医師はどういう方か、そういうところをお聞かせ下さい。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

4月から新しく来ていただく先生につきましては、内科の先生がお2人、神経内科の先生がお1人、消化器外科の先生がお1人ということで4名です。

補足ですが、30代の先生が2名、40代の先生が2名ということで、非常に医師として働き盛りの先生ではないかと期待しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） それで、9名体制となってこれから、いろいろ待ち時間とかそういう問題がいろいろ出てきておりますですね、今まで。

そういうところの改善、よく何時間待たされたとかいろいろ聞きますけれども、そういうところは、大体15名必要と聞いておりますけれども、9名でまたそれが短縮出来たり、診察、医療関係がスムーズにいくということ、そういう計画というかそういう期待が持てますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

開院直後から、待ち時間が長いということで、非常に患者様にはご迷惑をかけて申し訳なかったと思っております。現状の体制の中で、改善出来るところは改善させていただきましたが、根本である外来の先生が少ないということでの改善はもう出来ませんでした。

それが、4月から4名の先生が増えられますので、当然、外来を診ていただく先生が4名とも診られますのでそう意味で、ちなみに参考までに申し上げますと1月の外来患者様が延

べ3,239名ということで、1月の診療日数19で割ると1日平均が約170人でございました。

ご承知のとおり、曜日や診療科目によって患者数のバラつきがありますので、一概に言えませんが、一応、一番多い内科の先生で1日平均約50名の患者様が集中したということがあって、なお、先生においては昼食とか休憩を取らずに継続して診察にあたっていたということで、その4名の常勤の先生が増えることによりまして、待ち時間の短縮は勿論ですが、現在勤務の先生方の軽減にも繋がるのではないかとということで思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 最終的に目標としては、15人だったですかね、医師の数は。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ちょっとこう、2本立てというようなところがございますが、病院の方で平成23年に策定しております改革プランの中では、開院後という意味合いが、直後という意味なのか開院時というのがちょっとあると思いますが、10名という数字をあげておりました。

あと、その前の年になりますが、もう一つ医療再生協議会の時にご紹介した基本計画というのがありまして、それは新病院のあるべき姿ということで、いわゆる将来像という意味を含む将来の病院のスタイルというのを含めた時に、当然この阿蘇地域の中で15人の常勤医師を揃えるべきではないかということで、そういう目標を立てておったところでございます。

なので、当然その目標に向かって、今後とも医師確保には努めてまいるといふふうなところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） これからも、医師確保に頑張っていただきたいと思います。

それと、看護師の方はどうなっていますか。現在の人数とか、これからまた必要になってくる人数はどの位ですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） それでは、看護師についてお答えしたいと思います。

4月1日から予定しておりますのは、正職員71名。嘱託看護師11名ということで現在予定しております。

なお、看護師においては、社会情勢として看護師も少ないということでご承知かと思いますが、これに併せて病院の開院に併せて、5年前から年4回の試験を実施して募集をかけておりました。直近の数字でいきますと、平成25年度に15名採用。平成26年度も今年度ですが、一応学生さんということで看護師の国家試験の合格が条件ということでその内定が6名おりますが、その方たちを含めて今年度も15名ということで、皆さん合格の期待が高いので15名採用出来るというふうに見込んでおります。

看護師については、新しい病院が出来る、出来た、新しい病院で働きたいということで、お陰様で阿蘇出身者の方のUターンというようなことは勿論ですが、県内各地から応募がっておりますので、非常に有り難く思っておりますが、ただ充足については現在、病棟の看

護基準が 13 対 1 ですが、当然、入院患者様が増えますと、看護師もイコールで不足ということになりますので、当然 13 対 1 の維持をする為と、或いは将来的には 10 対 1 への移行と、同じ看護をしながら加算をよりとれる 10 対 1 への移行ということを考えれば、今後も引き続き看護師の募集は継続して進めて行こうということで予定をしております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 目標に向かって頑張っていただきたいと思います。現在、医療センターの取り付け道路が、今回 5 億 6,000 万円の事業費で行われますけれども、その内容についてお尋ねを致します。

○議長（藏原博敏君） お諮り致します。

やがて 12 時になりますが、10 番、大倉君の一般質問の時間がまだありますので、このまま続行したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、それではこのまま続行させていただきます。

建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答えを致します。

市立病院線につきましては、現在、一部工事を実施しておりまして、平成 27 度中の完成を予定を致しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 27 年度に完成ということは、もう今年、完成かな。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 28 年 3 月までには完成をさせたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） いろいろまだ家等建っておりますけれども、立ち退きとか、それから家屋の解体移転、そういうのはもうちゃんとスムーズにいくようになっていきますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 概ねご理解をいただいております。5 月中には全ての契約を終わらせたいというふうに思っております。

移転先の条件が揃いませんと家屋移転等が出来ませんので、そういったところを今進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 建設費の中身ですね、移転等それから測量設計、工事費のその内訳を宜しく願います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 事業費の概算でございます。

用地の買収費が約 9,000 万円、建物等の補償費が約 3 億 8,000 万円、工事費が約 9,000 万円、合計しまして約 5 億 6,000 万円の事業費を見込んでおります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 分かりました。

なるべくスムーズに工事が進んで、りっぱな道が出来て、病院に通われる方が安全で安心な通行が出来ますよう頑張っていたきたいと思います。

それから最後にもう一回、病院の将来への展望とかそういうことをお聞きしたいと思います。議会当初に、院長の甲斐院長から経理的な説明はなかったですね。医療機器の最先端の技術の説明とか、そういうのは明るい見通しはありましたけれども、経営的なものそういうところの今からの見通し、黒字化に向けての見通し、そういうところを宜しくお願いします。

いろいろ調べてみますと、医師不足とか経営難で近隣の大分県立三重病院とかそういうところは、診療所に格下げになったと聞いております。

そういうことのないように、今からの将来の展望を聞かせて下さい。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

新病院の建設にあたっては、非常に追い風になったのが県の地域医療再生計画の事業採択を受けて、その建設資金の一部として 10 億円をいただいたというようなことが非常に追い風になりましたが、その背景というものが、阿蘇医療圏の重傷な救急患者様が約 7 割が阿蘇医療圏外に流出していたというようなことと、脳卒中の急性患者様が 9 割、心筋梗塞の患者様は 10 割が、要は阿蘇医療圏外で診察を受けていたという平成 21 年度の救急医療実態調査が背景にありまして、一応同じようにそれを裏付けるようなかたちになりますが、平成 21 年度、22 年度に阿蘇市国保の加入者の方と後期高齢者医療保険の加入者の方、市民の方の約半分 50%の方が加入されている保険の地域別受診状況というのを調査しましたところ、阿蘇市以外の医療機関に支払われた保険者負担額はいずれの年度も 30 億円と、約 30 億円を超えていたというような答えが出ております。

一応、裏付け調査が必要ですので、熊大病院の受診者の治療内容について、熊大病院の方をお願いをして教えていただいたところ、その重症度からみた時に、6 割の患者様が 2 次医療機関での治療でも差し支えはなかったというような一応裏付けのデータが出ておりまして、同じような意味合いから言えば、熊大以外の病院、日赤、国立熊本医療センター、熊本市市民病院、済生会病院、これらいわゆる有名であり患者様の信頼も得ている病院ですが、こういったところに自主診療や紹介診療で行かれている患者様も、結果としては重症度については、大学病院に比べれば更に低くなるということでもありますので、こういうデータからも国保・後期高齢者保険だけでも、少なくとも 5 割程度の患者様は来ていただけるのではないかとというような推算が以前してあったところでもございます。

そういったことで、もう何回も聞かれてるかと思いますが、流出する医療費の受け皿として急性期の病院として新しく立ち直ったというようなことでございまして、当然、民間ではございませんので、収益を求める病院ではございませんが、それでも独立採算の出来るように市に将来的にご迷惑をかけなくてもいいように、今後、増収対策をいろいろ取り組んでまいりたいということで考えております。

端的に言うと、入院患者様が増えれば当然、入院収益が増えるというのは当たり前の話なんですが、それに併せて各種検査、高度なＣＴやＭＲＩ機が入っておりますので、そういった検査、あと処置料の増収、あとは外科の先生が来られますので、手術が相当件数が増えるのじゃないかということも思っておりますし、検診も当然、内科医の先生も増えますので、検診体制も充実させて各種検診や人間ドック等を、是非、市民の皆様方も職場健診を含め受診していただき、ひいてはそれが２次検診ということで、要は悪いところが見つかったら医療センターの方で治療していただくというふうに結び付けて、それで医業収益の増収を図って行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 信頼のおける病院を目指して、頑張っていっていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

お疲れ様でした。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後１時から再開致します。

午後 0 時 09 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行致します。

なお、一般質問は毎回、市民の関心の高い質問でありますので、傍聴の方々もたくさんおいでになります。傍聴席の皆様にも傍聴規定に基づきまして、私語、雑談等につきましてはご遠慮いただきますよう、宜しくご協力をお願い致します。

これより順次、一般質問を行います。

8 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 8 番議員、公明党、森元秀一です。

私は、去る 1 月 25 日に行われました市議会選挙におきまして、多くの市民の皆様のご支援をいただき、再びこの場に立たせていただいております。

ご支援をいただきました皆様に感謝を申し上げるとともに、この議場におられる先輩議員の皆様、同僚議員の皆様、執行部の皆様、これから 4 年間、市民の皆様の為に阿蘇市発展の為に全力で取り組んでまいります。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に補正予算であげていただきました、「地域消費喚起・生活支援型」の交付金を利用した事業「プレミアム付き商品券」地元活性化に、どう活かすかをお尋ね致します。

市長の施政方針演説にもありましたですが、消費拡大と地域経済の活性化を図る為、市内の店舗で共通して使えるプレミアム商品券を発行します。市民の方だけでなく、観光客の方々も購入出来る方法を取り入れ、噴火の影響で落ち込んだ商業、観光業、消費の拡大に繋げてまいりますとありました。

公明党の主張で、今年度補正に盛り組まれた「地域消費喚起・生活支援型」交付金、2,500円を活用したプレミアム付き商品券は、家計と個人消費の喚起を促すものとして期待されています。

先日の、国会質疑で公明議員によって、過去に各地で発行された商品券について、プレミアム10%で新たな消費に結びついた倍率が2〜3倍前後、中には5〜6倍に上がる等、高い経済効果をもたらした事例が紹介されました。

発行時期や、金額などは自治体によって異なりますが、各地で創意工夫した企画アイデアが出ています。

商品券の発行は、住民のニーズをしっかりと繁栄されなければ最大の効果は望めません。

経済効果の高い内容が盛り込まれるような関係団体になると、利用者の使い勝手も含めて徹底してしてもらいたい。他の自治体から大きな経済効果があり、望めそうなアイデアがあれば情報を収集して参考にするのも、一つの方法であると思います。

そこでお尋ねしますが、やはりスピード感が必要だと思います。期間はいつから初めていつ頃までで終わらせるのか。また、内容的に商品券の効果を高めるには、何が買えるか、どこで買えるか、誰が買えるか、という視点が大事だと思います。

市として、どんなアイデアを考えているのかをお伺い致します。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼致します。それではお答えさせていただきます。

今、お聞きになったプレミアム付き商品券の発売でございますが、平成27年の7月からを予定しております。利用期間と致しましても、7月から28年の1月までを予定しております。

それと、その次にご質問のありました、何が買えるか、どこで買えるかという問題でございますが、今回につきましても商工会を窓口にしておりまして、のぼり等で、住民の方も慣れてらっしゃると思いますので、前回と同様のカードみたいなやつには使えませんが、基本ガソリンスタンドでもスーパーでも使えますが、ただ前回ありましたとおり、どうしても現金決済が多いところがございますので1件だけスーパーが断られたところがあります。

それと、議員がおっしゃいましたように、地域の方だけではなく、降灰の関係もございまして、大体3億円の発行でございますが、6,000万円程度は市外の方も買えるように、観光客の皆さん湯客される方も使えるようなかたちを考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） やはり国が一つのその中ですね、6,000万円というかたちで出てくる、予算を出してくれるわけなんですから、やはりその商品券を利用して3億円くらいの出すというふうなことなんです、どれくらいの経済効果を数値目標で立てておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 地元の方については、前回、前々回も含めまして大体、日常品に消えるんじゃないかなと思っておりまして、問題はこの商品券と一緒に、市外の方ですね観光客、これは当然、旅行の商品券も県の方で発行されますので、それに併せてやっぱりその2倍、3倍の効果を出していきたいと思っておりますし、もう1個、県の方では降灰対策用というかたちでもありますし、地域の中で商品券が4種類くらい出回るんじゃないかなと今思っておるところでございまして、それからしますと想像つきませんぐらいの金額が動くと思いますが、ただ、これ日本全国の都道府県がやる部分もありますんで、ちょっとこれまでにない形態なんでその辺がちょっと想像つかないところがございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） いろいろ報道等みてみますと、やはり各市町村で相当な企画を練られている。そういうふうな企画はみられました。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） そのようなところもみて、商工会と観光協会、旅館組合等で話し合いをもちまして、全部で使えるというようなかたちで、せっかくのチャンスでございますので相乗効果を出そうということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） だからその中で、金額で500円綴り、1,000円綴りといろんなかたちがあると思うんですね。それを早くお店の方に告知すれば、お店の方もやはり国でやる政策であるし、阿蘇市がこういった降灰対策しっかり観光面で取り組もうというふうな、市民を巻き込んだかたちの施策が必要だと思うんですね。

今の答弁聞いておると、全然、商工会に任せてというような感じですけどね。やっぱりしっかりと、これから7月までというそんな期間ないもんですからね、何かアイデアあるのか、そういった中で、また市長の施政方針の中でもありましたが、地域外の方でも購入できるというふうな観光売り上げも考えているのか、それとまた地域を巻き込んだかたちで阿蘇郡市を巻き込んだかたちでやるのかやらないのかというようなことを、ちょっとお聞かせ下さい。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 来訪者の方に使えるという考えを、観光課の方から出した考えでございまして、地域の方を巻き込むという、額につきましても500円の券にするのか1,000円の券にするのかは、数多くの方に何回かに分けて買っていただくのかという件につきましても商工会と、ただ商工会の会員さんのあれもありますので、地域の方を巻き込まれるという件についてはまさしくそのとおりで、融通が利くようなかたちで動かして行

きたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） とにかく、これによって阿蘇市は元気を出せるというふうな経済効果が生まれないと意味がないわけなんですね。そういうところをもっともっと深く、今の券の綴りに関しても、商店の人が本当に町場の人は自分たちのところの小さなレストランでも参加できるんだと、ワンコインでこういったかたちでも出来るんだと、1,000円券なのかね、そういった中でそういったかたちで告示しながら、地域の人を巻き込んだかたちでやっぱり活性化していかないと、意味がないわけですね。その辺はどうですか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 議員がおっしゃるとおりでありまして、前回の商品券の時も成功してらっしゃる商店がございますので、その辺の成功事例を商店の皆様にお伝えして、良い展開が出来るようにやっていきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） これはやはり、今の政権が3%の消費税を上げたと、なかなか消費が上がってこないというふうなかたちで地域活性化するというふうな目標で出されたものですから、やはりそういった中で、商業する方もしっかりとやっていく取り組みだと思えますので、一言最後にもらって終わりたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） せっかくのチャンスでございますので、阿蘇市以外では使えないんでございますが、皆さん独自でやっておられますんで、ただその中でも今回の目玉は、来訪者の方にも当然、販売する所も道の駅等も考えておりますので、それを使って阿蘇市内を回っていただいて波及効果を高めていきたいと思えます。

宜しくお願ひ致します。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） では、商品券は結構でございます。

次に、空き家対策の利活用についてお尋ね致します。

先ほどの五嶋議員の質問と若干ダブル面もあるかと思いますが、まず答弁の方を宜しくお願ひします。

市長の施政方針の中でも、空き家バンクをとおして広く情報を発信し、人口増加と定住化に努めますとありました。

そもそも統計によると、全国の空き家は2013年で820万棟、総住宅数に占める割合は13.5%ですね過去最高を更新しております。今後も、高齢化や人口減少を背景に増加が見込まれると思えます。

空き家もきちんと管理がされていなければ、火災の発生や不審者の侵入と、事故や犯罪の温床となりうる場合もありますし、年数が経ちますと台風や地震、降雪による倒壊ということで、近隣の住宅や住民、通行する人にも被害が及ぶ可能性もあり、その管理ということは非常に重要であります。

空き家の問題については、全国的に大きな問題であり各地でその対策が行われておりますが、その先行事例も参考に我が市でも対策を進めなければならないと思いますので、お伺い致します。

まず、市の空き家状況について伺います。管理の行き届いていない空き家は、どのぐらいあるのか。危険な空き家、今後その危険な空き家の対策は、どのようにするのかをお伺い致します。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） ただ今のご質問でございますが、ちょっと危険な空き家等の扱いについては、もう1個空き家対策特別措置法の絡みで総務の方から答えがあると思いますが、まず私どもの空き家バンクの方で対応しております空き家と、その関連の数値についてお答えさせていただきます。

昨年の10月、市内の区長様に空き家調査を依頼しております。今年の3月12日現在で、95の行政区から回答をいただきました。その中で、空き家も建物の総数が266件でございます。そのうちの居住可能な建物が152件ということで、住めない状況にある建物が114件ということで、今議員が先ほどおっしゃいました危険な建物がこれにあたるという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 危険な住めない状態が114件ですね。

国に係るところでも、空き家再生推進事業というのがあると思うのですが、地方公共団体が行う空き家住宅の除去、空き家建築物の活用、所有者の特定などに対して、国費で2分の1負担するというふうなものであると思うのですが、解体したいが資金がないといったニーズがあれば大変嬉しい制度であると思うのですが、この制度は利用している現状というのはあるんですかね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ですね、市議が言われました2分の1の補助関係、現在、阿蘇市ではもう一切対応は行っておりません。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 対応を行っておりませんとは、どういうことですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） その法律の詳細についても、現在、調べておりまして、どういったケースが対応出来るのか、どういったケースが対応出来ないのか、そういった部分もありますので、26年現在のところまでは対応が出来ていないということでお答えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 分かりました。その件は、結構でございます。

続きまして、大手の保養所（ひのくに会館を含む）保養所なので利活用できる所はあると思うんですね。大手の保養所、ひのくに会館、市の調査の中で現状をお尋ねします。

その現状によっては、独居高齢者の住宅、コミュニティーの場所としての利用が可能かどうかというふうなことも踏まえてお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、大手の保養所関係でございますが、まず旧ひのくに会館でございますが、これは平成23年の5月19日付けで売買契約を締結しております。これにつきましては、5年間はホーム物件の売買、贈与交換等の所有権移転は出来ないということで、これも動かないような状況でございます。

それと、保養所の数は今現在4件でございます。利用している施設は1件、未利用2件、不明1件となって、現在の企業の状況から好転するという状況は考えられませんので、管理がひのくに会館を別としまして民有地となっておりますので、その利用関係はちょっと不明でございます。

ただ、地域の声として、その所有者の方には、ただそういう危険建物までいっていない所もかなりございますので、そのへんのところでそういう地域の声があれば所有者の方にお答えしようと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今その4件の保養所、名前を教えてください。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 今、電通の寮でございます。それと、三菱電機の寮でございます。それと、九州電力ともう1個が肥後銀行でございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） その4つの中で、いろいろな不備といいますか、住めない、再利用出来ないというふうな所は全部、再利用出来ないですか。手直ししても。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 先の水害の時に、あの辺関係は全部水没しております、私は電通の寮と、ひのくに会館もありましたが、あと肥後銀行さんとかではですね、ちょっとお聞きした話ですけどちょっと利用しないのでそのままになっているようなお話も聞いております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） なぜ、こういうふうなことを聞いているかということなんですが、厚生労働省は将来の介護需要に備え、高齢者向け賃貸住宅の整備を急ぐことを先ほど発表があったわけなんですが、低所得者層を対象に全国増加傾向にある空き家を活用して、比較的安価な高齢者ハウスを定期利用したいという考え方があるようなんです。

背景にあるのが、急速に進む少子高齢化、今後、要支援、要介護の高齢者は加速度に増加するものが予想されています。

独居老人の増加や高齢者の低所得化も問題となっておりますが、一方で有料老人ホームなどの福祉施設は費用負担が大きいため入居できず、低所得者向けの住まいの額は急務になってまいりました。そこで厚生労働省が着目したのが、空き家というふうなことなんです。

そもそも、住宅統計調査によりますと、平成 20 年度によれば全国の空き家率は平成 10 年度 11.5%から平成 20 年度になりますと 13.1%に上昇。こうしてみると、賃貸住宅や一戸建てを含め全国に 757 万棟もの空き家があるというのが実情であります。今も今後も増加していくものと思われます。

こうした空き家を所有者から丸ごと借り受け、バリアフリー化や防災耐震をした上で、安価な家賃で提供するというのが今後の厚生労働省の狙いだというふうに伺いました。

空き家の改修費は補助金の資金も視野にいており、月十数万円の賃料で、専門職員による配食や見守りなど、ケアサービスを受けられるようにする仕組みを検討中ですよというようなことでございます。

経済的な理由などで施設に入居できずにいた人の、新たな受け皿になるというようなことで、市においては利活用出来るところは高齢社会に導入した喫緊の課題と思えるんですが、こういった考えはいかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 今後の高齢者対策ということで、私は実際、中身を見たのは 2 件ぐらいなんですけど、そういうお話に個人のアパート形式にするとすれば、私が一番みえました電通寮としてもですね、ちょっと非常に保養所というのは特殊な造りになってますんで、その辺の改修費用が国の方からの支援等があれば可能かと思いますが、ただ今回は水害の後でもございまして、電気ポンプ等が被害にあっているような状況もございしますので、それも含めてかなりの支援がないと高齢者の住居用は難しいかなと思いますが、ただ時代のニーズということであれば今後の展開を見守っていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） これからは、在宅介護というふうなかたちですね、しっかりとしたかたちの介護方針になってくるわけなんですけど、この制度を活用していけばそういった中で、この広域な阿蘇の中にそういった箇所があれば可能かなというふうなこともすると思うんですね。その辺のところも、まだ国の政策等でいろんなかたちで聞きあいながら、厚生労働省の取り組みですのでしっかりとやっていっていただきたいと思います。

続きまして、空き家バンクの進捗状況と今後の対策、市長の広く報道を発信し、どこまで進んでいるのかというふうなところから告示方法は、どのようにその空き家バンクやってらっしゃるのかお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 五嶋議員の時もお答えしましたが、昨年から始めた今調査が終わった段階でございまして、次は 26 年度繰越しで承認していただきましたホームページ等それに移っていくような状況でございます。

問題は、今ここにこられているのを、今度は市の空き家バンクのホームページを通じて、移転したいという方々を登録していただいて、そのバンク上で貸してもいいという方のマッチングで、当然、貸す方と借りる方がいらっしゃいますので、そのマッチング等を観光まちづくり課が窓口になってするというものでございまして、雇用状況の整理も経済部というこ

とで農政もございますので、かなりの部分が農業をしたいということで来られる方も多いので、経済部全体でその受け皿作りで、その窓口が観光まちづくり課になると思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 自治体によっては、定住アドバイザーを置いて移住者の相談を受けたり、お試し田舎暮らしなどの体験プログラムを用意したりして、定住推進員による積極的な情報提供を行っているところもあるわけなんですね。中には、定住奨励金制度を設けている自治体もあると聞いております。

様々なかたちで住宅支援、就労支援に取り組んで空き家バンクを通して移住を進める、地元の人々から理解を得やすいといったメリットも考えられると思うんですね。

中で、空き家対策何とか利用することを最優先に考えるということになりますと、短期間でも行政が仲立ちをして、格安で利用してもらうことを斡旋するというようなことが必要だと思いますが、先日ある報道で空き家の商店お試し期間限定で格安で貸すと、何か若い人が集まって来たというふうな報道がテレビであったわけですね。若い人の発想は素晴らしい、若い人が集まればしっかりと町が充実してくると思うんですが、こういった中で空き家対策の中で市の考えはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 議員がおっしゃいましたように、ちょっと何かお試し移住と言いますか、そういうのが非常に今年の方も観光課の方で飯田の方とか行っておりまして、そういうかたちで、ちょっとかなり都市の方と環境が違いますもんで、そのお試し移住なりをやっていききたいなと思っております。

そのためには、マッチング等も含めて、その地域の空き家に泊まっていただいて、田舎暮らしがどういうものかとか分かっていただくような方向で、農業の就農の方は補助金等もできますもんで、その辺を活かしてやっていただけたらなと思っております。

ですから、そのお試し関係は是非チャレンジしてみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今のようなかたちで、若い人が集まった、お試しで若い人が集まってくると、人口減少の歯止めにもなると思うんですね。若い人が集まってくれば、やはりお子さんも増えてくるというふうなかたちで、やはりこういった中で人口減少が止められると思うんですね。そういったことを、しっかりやっていただきたいと思います。

最後に、空き家対策特別措置法というのが昨年11月に出来たと思うのですが、この中で今後、市はその対応をどういったかたちで進めていけますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 昨年の11月の27日に議員立法であります「空家等対策の推進に関する特別措置法」この法律が公布されております。

先月2月26日に施行が行われておりまして、その法律の中に、市町村の責務と致しまして「空家等対策計画の策定及びこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする」というふうに示されております。

空き家につきましても、2通り分類はされます。今、観光まちづくり課の方で進められております、空き家を利用した定住化促進、空き家を活用した人口増に向けた対策、それと併せて荒廃家屋と言いますか、もう壊れてしまってなかなか活用が出来ないとそういった家屋、2通りに分けられるかと思います。

有効活用が出来る空き家につきましては、この法律の施行を待つことなく、既に観光課の方で事業は進められております。

荒廃家屋につきましても、これまでは阿蘇市の方で「生活安全条例」というのをもっておりました。そういった通法あたりがありますと、この「生活安全条例」に基づいて、所有者に対しまして適正な管理をお願いしますといったところで文章を仕上げておりましたけども、今回、こういったかたちで「空家等対策の推進に関する特別措置法」を設けられましたので、やっぱり27年度中に一歩踏み込んだ条例というものを阿蘇市の方で作りたいというふうに考えております。

当然、法の趣旨、目的に沿った対応を心掛けたいと思いますし、当然、条例を制定するにあたっては、空き家ではありますけれども個人の財産権というのが残っております。個人の財産権の方にも踏み込む結果となりますので、協議会辺りを設置しながら先進自治体どういったかたちが一番いいのかとそういった部分を見極めた上で、慎重にこの条例は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今回の空き家対策措置法のポイントはですね、空き家の情報収集、所有者の把握に固定資産税情報を活用できる、市町村に立ち入り検査を認める、でまた倒壊の危険のある空き家への処置としては、市町村に撤去や修繕に関する指導、勧告、命令の権限、従わない場合は強制撤去も可能になるというふうなことで聞いておりますが、間違いはないですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今、市議が言われましたとおり、特定空き家等というふうに指定されました物件につきましては、当然立ち入り検査も出来ますし、固定資産税の税情報を基に所有者の特定も可能になります。

併せまして、除去でありますとか修繕、流木、竹ですね、そういったものの伐採等の措置、助言、指導、勧告、命令、最終的にはもう最終的な手段ということで、ある程度段階を得た上で阿蘇市による代執行まで可能になるようにはなっております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 空き家対策においては、防災面、景観面、高齢化社会に向かうにあたっての低価格高齢者住宅、市も積極的な対策が求められております。

最後に、市長に今後の取り組みのお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 空き家対策については、もう喫緊の課題であると思っております。

今、ご質問の中でお考えの私も非常に同じ考えを持っておりますけれども、ただ空き家対

策という局面からいくとそうなんですけども、空き家をもしうまく斡旋をしたとしても、今度そこに住む場合、その地域とのコミュニティーのいろんな課題が出てくると思っております。そのコミュニティーを地域の中とやっぱり話し合いをしていただいて、より受け入れやすい体制にさせていただくのか、そういうことの整備もしておかなければ、せっかく住んだとしてもまたすぐどこかに行かれるということもあると思っておりますし、それと同時にやっぱり働く場所の確保と、そういう情報もしっかり流しておかないといけないんじゃないんだろうかと。

今まで阿蘇市としても、子育て支援の問題とか、児童医療の問題とか、或いは保育園の毎月毎月の負担も県下の中でも一番安いとか、そういういろんなことでの定住化を目指して頑張ってまいりました。

特にそんな中であって、やはり情報化の世界ですから光ファイバーもやっておかなきゃいかんだろう。それと同時に今日、いろんなことでご意見がでておりますけれども、医療のセンターというものも安心して受けられる病院というのを作っておかないと、そういういろんな環境が私はあるんじゃないだろうか。そういうことを今、目指しながら取り組んでおるのが、この空き家対策イコールそういう環境の整備ということもありました。

森元議員の方から、そういうのが出来てそういうことで、やっぱり今度は空き家を活用する場合は少し補助を出すとか、そういうことも更に踏み込んで、議会の方でも提案をさせていただきながら、より空き家対策がスムーズに、そして来ていただける方が喜んでいただけるような環境というものを、やっぱりきちっと作っておかなきゃいかんとじゃないかなということを思っておりますし、危険家屋については、持っている人からすれば「いや、おれの所は危険家屋じゃない。」とか、いろんなまた争点の材料にもなりますので、そこは第3者機関というものを設けながら「こうこう、こういうことで。」という、ちゃんとした裏付けをもっとくようなことも作るべきじゃないかなということを考えております。

いずれにしましても、一生懸命これから取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） どうもありがとうございました。

空き家対策、これ定住化をしていって、やはり人口が増えていくというのは本当に阿蘇市が元気になるもう魅力ある阿蘇市ですから、どんどん若者が住めるようなかたちで環境づくりをしていっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、あと2問あるわけなんで、簡単に答弁をまたしていただきたいと思います。

公衆無線LAN、Wi-Fiの環境整備をというようなことで、阿蘇市はどういうふうに取り組んで考えてらっしゃるかということを伺いたいと思います。

国土交通省の観光省が、平成24年に発表した外国人旅行者に対するアンケート調査の結果によりますと、旅行中外国人が困ったことのトップは無料の公衆無線LANが少ないというふうなことでした。

そして、観光案内所にあってほしい整備のトップにも、公衆無線LANこれは一般的には

Wi-Fiとも言われていますが、無料のWi-Fiであれば旅行者の国のメーカーの通信端末でもLANによる高速インターネット通信が可能となります。そこで、旅行者が手軽に情報を手に得られるようにするためには、無料のWi-Fiスポットを増やすなど、情報通信技術を活用した観光情報の提供を推進していくことが重要ではないかと思います。

熊本県においても、整備拡大に向けて設置申請を募集しております。

阿蘇市においても昨年、市役所3ヶ所の入り口カウンター付近、図書館2ヶ所、阿蘇山ロープウェー火口西駅の6ヶ所のポイントで行っていますが、これから海外の旅行者も増えてくると思うんですが、3点お願いします。

Wi-Fiスポットの今の現状、観光客に対しての周知方法、であとは今後の整備方針、この3点をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） お答えさせていただきます。

今、Wi-Fiの設置箇所は130ヶ所程ございまして、周知の方法と致しましては、基本的にはWi-Fiのマークが付けてあるということで、それで旅行者の方が認識していただくということでございます。

それと、今後の方針でございますが、繰越し補正でもやりましたとおり、海外のお客様を日本のお客様もそうですけど考えた場合ですね、無料Wi-Fiを使うというのは半ば常識になっているようでございますので、こちらでいうところの熊本フリーWi-Fi、うちの方ではテレワークセンターが窓口になっているようでございますので、そちらと連携したかたちで少しでも多くスポットを増やすような展開を考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 阿蘇市も、海外のお客様を迎えしっかりおもてなしをするというふうな意向で、観光都市ですからそういったWi-Fiの整備関係を宜しく願いをして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

最後に、危険ドラッグから青少年を守ろうというふうなことで、連日報道されている危険ドラッグについて質問致します。

若いころは、様々なことに興味を持つのは当たり前であります。しかし興味本位により、危険ドラッグを一度だけ使用し、その結果、一生を棒に振ってしまう可能性があります。

現在、危険ドラッグを販売している業者に対し、指導取締りを強化することは重要であります。もう一つ青少年に対する取り組みを強化すべきだと考えます。

最近、スマートホンを始めとした新たなインターネット環境が急速に発達し、青少年が保護者の気づかない使い方をして有害な情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に巻き込まれるという危険性が乱用しています。

子どもたちが危険な環境にいることを認識し、対応していくことが必要だと思います。

阿蘇市は、社会問題になっている危険ドラッグから青少年を守ることについて、現在どのような対策を取られているか、またその上で今後どのような取り組みをしていくかをご答弁

願います。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 危険ドラッグから青少年を守る対策についてのご質問でございますけれども、議員のご指摘のとおり最近、特に都会で薬物乱用（危険ドラッグ）等による交通事故や傷害事件等が発生しておりまして、非常に社会問題になっているところでございます。

本市では、危険ドラッグの使用や所持等の報告はあっておりません。

学校教育におきましては、まず小学校の6年生で、毎年5、6年生も合わせて、学校の薬剤師や警察のOBの方、そして保健所の職員等による「薬物乱用防止教室」を実施をしております。

また中学校では、この「薬物乱用防止教室」に加えて、中学校3年生の保健の授業で、いわゆるアルコールや喫煙等の健康な体に及ぼす学習の中で、この危険ドラッグ等の問題を取り上げてきちんとした指導をしているところでございます。授業の中では、様々なこの啓発資料や教材等を配布致しまして、覚せい剤や大麻、或いは先ほど言いました危険ドラッグ等による問題等を取り上げて、正しい知識を認識出来るような取り組みを行っております。

また、市民の方々に対しましては、阿蘇市の青少年健全育成市民会議の推進大会等で、警察の方がお出でになりますのでその警察の方が、この啓発資料の配布等を行って周知啓発活動に取り組んでおりますし、また地元のライオンズクラブの皆様方が、毎年この学校に訪れていただいて「ダメ、絶対ダメ」というこの薬物防止キャンペーンを実施し、訪問で子どもたちにこの危険防止のチラシを配布致しまして、この啓発活動を行っていただいております。

今後とも、学校、保護者、それから地域いろんな団体の方々と連携しながら、県の警察本部の関係機関からも情報を得ながら、周知啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） これからの将来を担う子どもたち、私たちは孫ですね、子どもたちが伸び伸びと安心して元気よく暮らせるまちづくりを共にやっていきたいと思っておりますので、宜しく願い致しまして、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

これより、19番議員、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手明廣です。

大変お疲れでございます。お世話になります。

今回通告によりまして、3点程一般質問を致します。

宜しく願い致します。

まず、1点目と2点目は同じような質問でございますが、学校関係についてお尋ねを致します。

阿蘇市内の各小学校のスクールバス送迎について、というふうなことから質問を致しますが、スクールバスの配置してある市内の学校についてお尋ねを致します。

教育部長、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 最初に、遠距離通学の基準についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

義務教育課程における遠距離通学の全国的な対応と致しまして、原則、中学校で6km、それに小学校で4km以上を遠距離通学者としてスクールバスの送迎を行っているところでございます。例外と致しまして、小学校の統合により例えば徒歩通学の場合の通学班の編成が、例えば出来ないというふうな状況とも考えられますので、通行条件に著しい変化が生じた場合には、距離の緩和を行っているというところでございまして、これまで小学校の統合事例では約3kmということでございます。

それから、ただ今ご質問がございましたスクールバスの配置校についてでございますが、スクールバスの配置校と致しまして、役犬原、それから乙姫、碧水小学校の統合によりましてできました阿蘇小学校ではスクールバスを2台、それから波野小学校で3台を運行を致しております。中学校では、阿蘇中学校におきまして、スクールバスを5台運行しているところでございまして現在、中型、運転手を除いて44人乗りが6台、それからマイクロバス28人乗りを4台、計10台で送迎を致しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 中学校で6kmと、小学校で4kmということになっておりますが、今スクールバスの配置校についてもご説明がございました。

中学校で6km、小学校で4kmというと、非常に距離が遠いと思っております。

特に、6kmというところへんが6kmとなっておるのか、一番遠いところですね、お尋ねをします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今の質問でございますが、私が把握している限りですね、波野校区での3台運行が6km以上のところがあるというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 波野だろうとは思いましたが、この阿蘇市内においてですね、6km、或いは4kmというところは殆どないのではないかなと思っておりますが、学校が統合致しまして阿蘇中の場合においては、北の方に傾いてしまった関係で、黒川関係、南の方の校区においては殆どスクールバスが出ておると思っております。

そういうことで、多くは質問致しませんけれども、今スクールバスの停車する位置が、非常に私は問題だと思っております。

以前、部長にもお願いしたことがありますけれども、停止する場所が非常に道が狭い所とか、或いは交通量の多い所に停車すれば、朝の交通ラッシュの時期に、非常に通行人が困る

わけですね。そこへんで、部長にも1回お願いをして停車する位置を変えていただきました。

そういうことを鑑みた時に、そういう場所はないかあるか。学校関係ではありますので、通行人も妨げないようにですね、お願いをしたいと思っております。

それと、波野地区においては、普通のバスの産交バスの停留所の場所に大体停まると、スクールバスがですね、話は聞いておりますが、阿蘇この谷内と言いますか、一の宮、阿蘇町においてはできますならばですね、スクールバスの停止位置の表示をしていただいたらどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今の質問でございますが、道路上に轍と言いますが道路改良によって残地がでてきたとか、そういう部分を中心として停留所として確保しておりますが、以前にも井手議員の方からご指摘がございました、カーブの中に停留所があるという部分も数ヶ所みられましたので、今後、再度見直しを致しております。そこで、今言いましたように、安全な場所をまずは確保したうえで、そこを駐車場として確保するのと、人間の数、児童数の数に応じてどうしても場所を替えなくてはいけない部分がありますので、そういう部分も含めたところで現在、再度見直しを致したいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 是非、お願いをしておきたいと思っております。

どうしても1年1年、生徒がその地区からいなくなったり、また他の地区から出てきて移動しなくてはならないと停止場所をですね、そういうことだろうと思しますので、是非一つ、安心安全な場所に一つスクールバスの停止位置を決めていただきたい。

それと今言いましたように、できますならば「ここにはスクールバスが停まりますよ」という何か表示をしていただくような標識か何かを立てていただきますならば、その標識も移動できるような標識、下にコンクリートか何かに上に学校のマークか何かして停まられると。

また、生徒が少なくなった場合には、多い所に移動は出来ますので、固定した標識はなくして、できますならばそういう標識をしておれば、やはり皆さん方が「ここはスクールバスが停まるころばい。」というところで、安全で徐行されていかれると思しますので、是非お願いしたい。

なぜならば、バスが来てから子どもは出ておりません。来る前に、もう出ておるわけですね。そういう中で、是非一つお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今ご指摘のとおりでございます、停留所、待合所ですね、その部分にしっかりとした表示を、今後ともしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） それともう1点、なかなか良か場所がない所を研究されてスクールバスの停止位置を決められていると思いますけれども、例えば土地が余っておって「家の屋敷ば少しくらい出してもいいばい。」といわれるような方もおられるかと思っておりますが、そういう方はおられないですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 確かにそういう場所、個人的に借りている場所もございます。

例えば、阿蘇西校区ですね。阿蘇西校区に2ヶ所程、民有地を利用したバス停もございますので、そこで設置をしておりますけれども、今後、今言いましたように、距離感を十分配慮した中で、そういう所も随時見つけていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 是非、そういう所があれば特に安全と思いますので、是非協力をさせていただいて、協力をした方には何か少しでも感謝状でもやるというふうな気持ちでももって一つお願いしたらどうかと思っております。

1点目については、以上でございます。

続いて、2点目についてご質問を致します。

来年28年4月、阿蘇一の宮統合小学校で、4つの学校と言いますか、中通は事前に先行統合致しておりますが、今度のスクールバスの送迎についてお尋ねを致しますが、一の宮の場合には、特に今度の小学校の移転、または中学校は以前に移転を致しておって、一番中心に私はきたなと学校がきたなということで大変有り難く思っております。

一番、安心安全な場所にきて、そして今、立派な校舎が学校建設が出来ております。

そういう中で、この送迎についてちょっとお尋ねを致しますが、今後のスクールバスの購入ということで、一応先日の予算の中で3台で4,200万円というようなことでございましたが、どこどこに配置をされるのかお尋ねを致します。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 現在、一の宮中学校統合小学校準備委員会の通学部会の中で、保護者代表、それから先生方を中心として検討がなされておりました、停留所の位置、それから運行時間等について協議をなされております。

その中で、ただ今議員からご指摘がございましたように、今回3台のスクールバスを購入する予定にしておりますが、まずこの3台のルートについてご説明を申し上げますが、1台目としまして中通・古城地区、2台目に古城3区のA、古城というのはかなり古城3区は広うございますので、1ヶ所で数十人集まる場所等がございますので、それを分けるために古城3区をAとBに分けております。それから3台目に、古城の今言いました古城3区のBと古城1区のこれは中部開発地区ですね、あそこの一部分も想定を致しております。それから坂梨地区を予定をしておりますが、この坂梨地区については児童数もちょっと少ないということもございまして、人件費とそれから利用実数等に応じまして、例えばタクシーに切り替えるとか、そういう部分も今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今3台の台数についての配分は、大体分かりました。

そこで、私も以前聞きましたけれども、この1点目の質問の中で中学6km、小学4kmという一応基準ですね、これはありますけれども、以前、中通小学校が先行統合致しました時に、片隅地区が一番遠いということでお尋ねを致しました時に、何か出してくれんかと、人

数は少ないからですね、乗り合いタクシーでもどうかなというようなことをお願いしてありましたら、あの時の答弁では大和ハウス側の方がまだ遠いと。片隅の方が近いというふうなことで出せませんというようなことでございましたが、今の段階ではその時のあれがあるかもしれませんが、乗り合いタクシーで片隅3名、下西河原を1名か2名かで乗り合いタクシーでされておるということで大変ありがたく思っております。

そこで今度は、基準があるのかなのか分かりませんが、それはもう私は言いませんが、中通・古城を1台目ということで先ほど3台言われましたが、古城地区において、私もこれは1点目の質問も2点目の質問も市民の皆様方からの要望であります。意見であります。

古城地区の3区とかA・Bとか言われましたけれども、例えばうちの隣からは歩いていかなんと、ここまではスクールバスが出るというふうな意見を聞きました。それはちょっとおかしいなというふうなことで、今回この質問をするわけでございますけれども、できますならばその地区内くらいは一緒に乗せていくというふうなかたちを取っていただければと思っております。

これは北坂梨という地区の問題ではありますが、その辺の線引きをびしゃっとしてもらわんとですね、隣の家の人は歩いていかなん、1軒遠いだけでバスが出るというような話を聞きましたが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 遠距離通学の基準についてでございますが、現在、通学部会の中で検討されておりますので、あくまでも通学部会での決定というものを教育委員会としては最優先したい。

なぜならば、もう既にスクールバスの基準が定められて運行されているわけですね、今後のことは緩和するということになりますと、以前の基準を崩すということも考えられますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど申しましたけれども、先生の代表、保護者の代表の中で現段階では通学部会で決めた基準について、何ら異議があってないという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） これは、地区の方々、また子供さんを持っておられる方々からの要望でありまして、隣の人はバスが来る、隣は歩いていかなんと。そこら辺の差を是非、解消していただきたい。地区内ぐらいいは一緒に帰れるというふうなことをしていかなんと、非常に子どもたちの中で不具合がでてきやせんかなと思っておりますので、宜しく願いしておきます。

いろいろとスクールバスのことに対して聞きましたけれども、一番はやはり古城地区においては、古城・中通については道が狭いというふうなことで、特に古城は道が狭いというふうなことで、非常に危険性もあるというふうなことでございますので、是非一つ先程1点目にも言いましたように、標識等を駐車場所の標識何かを立てて市民の方々に分かり易く「ここにはスクールバスが停まりますよ」というような標識を是非建てていただきたいと思っております。

ます。

移動のできる標識でございますので、是非お願いして教育関係の質問は終わります。

ありがとうございました。

続きまして、3点目に入ります。

小嵐山整備ということで、ここに3点目の質問を致しますけれども、以前から小嵐山整備については何回となく質問をまいりました。

中通が統合致しまして、小学校先行統合致しまして、非常に淋しくなっております。

しかしながら、ひかり幼稚園、或いは近くにあるりんどう保育園等が中通の方にも足を運んで、少しでも賑やかになっておりますけれども、行事等々も公民館主催で多くやっておりますが、いろいろ今後は研究をしながら行事を多くやっていけば校区民の顔見知り、顔合わせが出来ますので、そういうことは常日頃、公民館長にもお願い致しております。

そこで、小嵐山整備についてお願いを致しますが、今、赤水路線から八万道路まで道路改修、拡幅工事が行われております。これも、28年度からという土木部長の以前からの説明でございましたけれども1年前倒しのようなかたちで、今工事が着々と行われております。大変、市民の皆様方、校区の方々から有り難く言われております。早く完成をして竣工が出来ますことを、私は願っておる一人でございます。

ということでございまして、小嵐山の橋から今度の幹線道路までの拡幅を是非、私はまたいずれお願いをしたいと思っております。

どうしても、中通校区の発展については、小学校周辺と小嵐山が一番でありますので、今後あそこがある以上は絶対中通校区民で守っていかなければいけない。もうそのままにしていくわけにはいきませんので、小嵐山周辺の整備を是非お願いしたいというようなことで率直に申し上げますけれども、公園内にフェンスがあります。道路を境にですね。そのフェンスが、非常にぼろぼろになって危険性が出ております。

以前から課長の方にはお願いを致しておりましたけれども、なかなか進まないわけですね。何とかここをやっていたかないと、非常に危険性がある。特に、りんどう保育園、或いはひかり幼稚園が年に何回かあそこに遊びに来てます。散歩方々遊びに来て、あそこでゆっくり遊んで帰られております。

しかし、あのようなことではいけないというようなことで、公民館審議員十数名で、年に2、3回草切りしたり、樹木の剪定をしたりしてあそこを無報酬でやっております。

そういう中で、どうしてもあのフェンスがもうぼろぼろで、針金でありますから非常に危険性があるというようなことで課長にお願いを致しておりましたが、その後どうなったかここでお尋ねを致します。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼します。

議員おっしゃるとおり小嵐山ということで、以前平成22年でございましたが、トイレの整備等を行ったところでございます。現在も、定期的な小嵐山の虫食い防除とかも維持管理を行っているような状況でございます。

ただ、議員もおっしゃいましたフェンスの方がなかなか進まない状況でございまして、こちらとしてはあまり利用が、小学校の統廃合によりあんまり利用がなくなっているのかなと思っておりましてそういうお話でございますので、地元の方の意見も聞きながら今後検討したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） どうしてもせつかく、あの中を年に 2、3 回それこそ公民館審議員の委員の方々に整備をしております。

是非フェンスを、素晴らしいフェンスでなくてもよかったですよ。子どもが遊びに来て、あれから穴が空いたりどうしたりしておりますので道に出れば車の通りで危ないというようなことで、あの中でゆっくり遊んでいただく、また地域の方々トイレも以前造っていただきました。非常にありがたいことではありますが、是非あのフェンスをお願いしておきたいと思います。

市長、何かございましたらならば、市長の方をお願いしたい一言。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 子どもさんの安全というのは大事でありますし、そうやって遊んでる時、大変な怪我が出てくると、それはまた行政の責任にもなってきますから、現場を再度確認をしたうえで、早急に出来るかどうか進めていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 市長の今の答弁、大変ありがたく思っております。

是非一つ、前向きに検討していただいて、あそこが一番の憩いの場でありますので、何とか素晴らしいフェンスが出来ますようにお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君の一般質問が終了しました。

お諮りを致します。

暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩を致します。

2 時 20 分から再開を致します。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（藏原博敏君） 休憩以前に引き続きまして、会議を開きます。

これより、4 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番議員、谷崎です。

今日最後ですので、お疲れのところ宜しくお願い致します。

今回は、定住化促進についてということで質問させていただきます。

定住化につきましては、一昨年 12 月の一般質問で定住化について質問させていただきました。その時は移住、他所から阿蘇に入ってくるのがメインということで質問させていただきました。その時には観光まちづくり課長から「天草に比べて阿蘇の方が情報が少ない」とかそういった指摘をさせていただきましたところ、熊本県においても移住定住拡大に向けた政策を策定中であるということでしたので、それから 1 年経ちまして 2 人の方が空き家バンクとか含めて、今議員が質問された中でそれぞれ進み出したなということを感じました。

今回は、今度は他所から入ってくるのではなくて、こちらから出て行っておられる方がおられるという問題に対して、少し質問させていただきたいと思います。

最近よく聞くのが、美咲野の話ですね。美咲野で家を建てて暮らしてみたら、前の人が阿蘇の人というか同じ地区の人で、隣の人も同じ地区の人で、要は隣保班ごとと言いますか、地区ごと美咲野に移動したんじゃないかというくらい近所の方が阿蘇の人だったという話を聞きます。

そういった中で、これから話す話は設備とか含めまして、美咲野に負けない魅力ある町をつくっていかないといけないということで、まちづくりも含めて質問していきたいと思います。

では、通告に従いまして質問していきます。

まず、(1) の「まちづくり課」というのが観光まちづくり課から分かれてできるそうですが、その仕事内容はこういった内容かご答弁お願い致します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 組織を担当します総務課ということで、お答えをさせていただきます。

4 月 1 日以降、これまでの観光まちづくり課を観光課とまちづくり課に分けるようにしております。

まちづくり課につきましては、これまでの地域振興、及び商工振興に係る業務を引き続き担っていただくことになっております。

なお、ご意見にあります定住化促進につきましては、地域振興系の業務の中で引き続き取り組みを進めてまいります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 地域振興係ですか、定住化についてはですね。

そういうことなのですが、せっかく分けるならもう一歩進んで、都市計画のマスタープランとか、マスタープランまではいかないまでも、まちづくりの大まかなプランとかそういったところまで踏み込んで作れないだろうかと思うんですが、そこの課でやれますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回分けた目的というのが、やっぱり今の国の方針、人、まち、仕事とそういったかたちで、どんどんどんどん新しい事業も入ってきます。それに、臨機応

変に機動的に対応出来るようにということで、課を2つにわけておりますので、その中で他の課とも関連する部分もあるかとは思いますが、協議して前の方に前の方に進んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、まちづくり、いわゆるこっちの町の方じゃなくて行人偏の街ですね、をつくっていくについての、ある程度の大まかな構想とか、ここに道を造ったらいんじゃないだとか、ここに病院造ったらいんじゃないだとか、或いは下水を入れた方がいい、下水になったら住環境課になると思うんですけども、そういったところをつくる課というのはそこになるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） そういった大きな部分になってきますと、市の総合計画にも関連してまいりますので、やっぱり全庁的に関係課協議のもと取り組みを進めると、その方針になってくるかと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） どこかで、やはり「まちづくり」というものを考えていただいて、次の3番目にも書いてありますけど、どこか地区を限定してコンパクトにいろんなものが揃っているようなつくり方をした方がいいと思います。

そのための設計図というのは、財政に関係なくある程度の設計図は作っといた方がいいと思いますので、そういった課がないというのであれば、総合的に皆さんで検討していただきたいと思います。例えば、話はとびますけど、今回、岩本畜産跡、あそこにYMCAが来て、道路の問題が出ております。医療センターを造った時も、道路の問題がでました。小学校、統合小学校の時も入り込みの道路、救急車が入らないとかいう問題もでてきました。

そういった問題が出る時に、物をつくる時は市有地だから結構ですね設計図が出来れば1年で出来るんですけど、道路とかいったらやはり道路交渉、買収含めると2年、3年掛かります。そういった意味では、施設が出来ても道が出来てないということも時間的にズレがございますので、いろんな物をつくる時に、総合的な計画を作っていくということを念頭に置いて、どちらが所管になるかという問題もありますけれども、是非それは考えておいていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきました。当然、例えば大きな施設が出来るということであれば、当然、取り付け道路も必要になってきますし、周りの環境辺りも整備が必要になってきます。

計画が進む中で、今回の一の宮の統合小学校につきましても、ある程度用地を選定する中で課題をあげながら、今回の場合は教育課を中心にこういった課題がある、ここにするとこういった課題がある、そういったことで段取りを進めてまいっておりますので、今後またこういった大きい施設が出来るときにはその担当課だけでなく、懸念されることですね、交通関係、道路関係も含めて、大きな視野をもって対応をして行きたいというふうに考えます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） どうもありがとうございました。

2番目に移ります。

定住化、先程からいろいろ説明があつてますけども、ダブルとは思いますが、定住化への対応について吉良課長からお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、お答えしたいと思います。

前の回答と殆ど重複しますが、空き家バンクということで昨年からチャレンジしまして、昨年の10月に区長様の方から情報をいただいたということで、今後それを、要するに入ってくる方と貸す方のマッチングを図っていくということで、あと今後問題になるのが雇用状況等も重要になってまいりますので、その辺も関係各所と。それと、経済部でいきますと、だいたい農政課から等の人事交流も進んでまいりましたので、農業とのマッチングとかは非常にやりやすいようになっていると思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） はい、これについては、先程から2人の議員の質問と重なりますので、一言だけ私の方から。

一つは情報発信を良くして下さいということと、もう一つは、一昨年前の12月の段階で天草と比べてだいぶ遅れてますので、頑張って急いでいただきたいということだけです。

宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） もう今回は昨年の調査で、データそのものは出ておりますので、後はその発信等を具体的に来られる方とのマッチングと、それと森元議員の時も申しましたが、ちょっとお試しというのを是非やってみたいと思います。

ただその中で、空き家等がそのまま使えるかという部分がありますので、そういうのも補助なり何なりがあれば持ってきてみたいですし、先程YMCAの話がありましたけど、その下水道とかある所はインフラが整っている所については、非常にやり易いのかなとは思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 近所でも、隣の県で竹田市とか高田市とかあるらしいです。しかも、そういった市は3万人とかいう人口目標掲げて頑張っているみたいですので、そういった目標掲げて頑張るのも一ついいんじゃないかなと思います。

それで、3番に移ります。

特区扱いでて言いますが、ここは特区というのは別に条例とか含めて法律の含んだところの特区ではなくて、良さそうな場所、伸びそうな場所、そういった場所を選定して、そこに力を入れるて言いますか、インフラを整備して新居が建てやすい、若い人たちが新しく家を建てようと思った時に「ここがいいな。」と思って建てやすいような地域をつくってあげと

いたら阿蘇に住むんではないかということであげております。

質問として、美咲野がちょうどクローズアップされてますけども、やはり美咲野よりもな
んというか選ばれる場所を阿蘇の中につくりたいと思うんですが、美咲野を選んだ方で聞いた
ところ、地価が7万円、坪7万円だったそうです。

大津町の町中をみたところ、10万円だったと。美咲野の方が有利だったと。

ところが、阿蘇駅周辺とかみますと、坪3.5万円とか高くて5万円ぐらいのところがあり
ます。そういった意味で、課長の方であそこ、ここと一様の所の地価とかは把握されてます
でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、路線価の部分
は、ただ土地の阿蘇町分につきましては、国土調査が終わっておりまして非常に把握しやす
いんですけど、他の部分については、まだ国土調査等も終わっておりませんし、先程インフ
ラのお話が出ましたとおり、今回YMC Aが出来るところは非常に条件が整った所で、今後
考えるられるにしても、私が思うに下水道、国道、J R、病院、学校と、その中ではトップ
レベルに整っている所なので、問題はそのへんから、それと一番は開発をやるとした場合、
基本的に全面的に市が持っていないと、この個人の土地を跨って再開発というのはですね、果
たしてその採算ラインにすら乗るのかなというところで、当然、業者も入ってきますし、そ
うなってくると今の観光圏の時もありましたけど、阿蘇駅周辺というのは非常に魅力ある場
所ではないかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 課長のお答えの中に、下水道とか道路とか病院とかJ Rとか、全部
都市機能に関しての条件についていろいろ延べられましたけども、やはりあそこは揃ってい
るのを住民の方も良く分かっておられるんでしょうね。やはり、あそこを土地を購入して新
しい家が建っている。こちらの旧市街地の方から見ると、綺麗な家が建っているから「光の
森みたいだ。」というんですね、そういう奥様方の話が出ているみたいなんですけども、その後
からでも線路のYMC Aに行くところの坊中の踏切、あそこの山下の踏切のところから西の
方の狭い三角地帯なんですけども、そこにも5、6軒新築の家が建ってきて増えております。

一昔前になると、線路の北側の方に住宅街がずっと十何軒出来て、今回そこから通って行
く道がYMC Aが購入するから道が通れなくなるとかいう話も出ましたけども、そこらあた
りは本当に新築が出来ております。

行政として、土地を買ってどうのこうのするというのは難しいと思いますけども、道一本
入れてあげるだけでもだいぶ土地としては発展しやすいと思いますし、地主の人たちも土地
を売却して、或いは建売住宅とか造って若い人たちが住みやすいように出来るんじゃないか
と思うんですけども、そこで今回はクローズアップされたのがYMC Aの購入地なんですけ
ども、ついでの話なんですけど、そこらあたりの周辺設備について何か考えておられるか。特
に昨日、一昨日YMC Aの説明会が地元区長さんたちを集めてありました。その時、区長さ
んからの意見として出ましたのが、道が狭くてスクールバスが通りにくいだろうというのと、

工事の時にトラックが入ると、ちょうど通学路と重なるので子どもたちが危ないから、早くアクセスの大きな道を引いてほしいという意見も出ました。

そういった意味で、その周辺をどういうふう to 今後やろうとしておられるか、所見があったらご回答をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） YMC Aが大規模のところではありますが、ただ、今回も私どもの方は最近聞いた話で、旧の道の拡幅とかも急にはままならない状態なんで、現実 to それが可能かどうか、当然、民地でございますんで宙から宙にいくもんでもございませんで、そこら辺のところはちょっとYMC Aさんも含めたところで、どういうのが可能なのかを調査していきたいと思います。

広めた方がいいというのは十分判っておりますが、ならすぐかという to 非常に難しい問題もありますので。はい。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 道路を引く to なると、地主の方々 to の折衝も含めてかなり労力が入りますので、私も中央病院の道路を造る時に非常に大変だなと思いました。

でも、大きな道はこれだけの設備を企業誘致という言葉もありますけども、大きな企業がこれから大きな設備も造りますという説明もしながら来ていただいておりますので、企業がやり易いように、或いはそれを核として市が発展出来るように是非とも考慮に入れていただきたいと思います。

それでは、4番目の空き家対策特別措置法の方に入ります。このまま宜しいですか。

では、資料を。

これは、テレビのフリップをみて真似して作った to ところなんですけども、ポイントは施行前は優遇措置がありまして、施行後は優遇措置が打ち切られるとか、助言・勧告が出来たりとか強制撤去まで簡単に書いてありますが、本当はこんな簡単な問題じゃなくてなかなかハードルは高いと思います。

個人の財産に関係することですので、それで順次質問していきますが、この特措法の通達時期、或いは特措法事態が期限があるのか、或いは通達後に今後どうやっていくのか、それについてご質問致します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 通達関係につきましては、この法律自体は国土交通省の方から出ております。直接通達というかたちで、私が調べたところ市には来ておりません。

ただ、以前からこの関係につきましては、一般質問の中でも多数の議員さんにご質問いただきましたし、昨年秋にはある程度、法が成立するという情報も掴んでおりましたので、ある程度は注視をしております。

結果的には官報の方に告示をされておりますし、この特措法が出来て何年以内とか期限あたりは今のところございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今後、通達後にやることとして、先ほど空き家バンクの質問のあった中で、条例を作るとか、市長の方から第3者機関がどうのこうのという話がありましたが、まずその前提として、空き家もありますけど廃屋というのがありますが、空き家と廃屋の違い、そういったのについての定義とか、指定の仕方とかあるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） この特別措置法の中で、空き家とは、また特定空き家等ということで廃屋あたりは規定がされております。

まず、空き家については、建築物またはこれに付属する工作物であって、住居その他の使用がなされていないことが状態、常であるもの、及びその敷地というふうに定義がされております。

また、廃屋については、特定空き家等という言葉で書いてありまして、これについても4つに分類がされるようになっております。

まず1つ目が、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態の建物、いかにも壊れそうな建物。2点目としまして、著しく衛生上有害となるおそれのある状態の建物、不衛生な建物になります。3点目としまして、適正管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の建物。4点目としまして、その他周辺の生活環境の保全を図る為このまま放置することは不適切であるというふうに判断される状態の建物。というふうに分かれております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） この話を聞くと、何も特定空き家を指定しなくても今問題になっているのは殆ど廃屋ではないかなと思うんですけど、廃屋としてなかなか撤去が進まない、或いは改善が見られない、その原因とか困ったこととかいうのはどういったところでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 廃屋が増加する原因ということで宜しいですか。

処理できない理由。これまで各自治体によって、うちの場合は生活安全条例を設けておりますし、他の町村においては、空き家等の適正管理に関する条例、そういったものを作っております。

ただ、国の法の私達の条例のバックボーン、元となる法律が明確化されておりませんでしたので、各自治体が市なり町村で独自に作っとった分については強制力がなかったというのが第一に挙げられると思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで今回、空き家対策特別措置法が出来たことでもって市としては動き易くなった、条例も作って行こうというところにもなると思うんですが、いろんな問題点がある中で、一つ空き家の捜査は先ほど質問の中で114とかいう数字が差し引き出てましたけども固定資産税ですね、要は取り壊しの財源とかも含めていろいろ問題があると思うんですが、固定資産税が廃屋だったら優遇措置がなくなっているはずだと思うんですが、この固定資産税については、今までそういった廃屋だからといって上げられたとかいうのはあ

ったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 専用住宅、もしくは併用住宅で、人が住む部分については、固定資産税の土地の課税に関して特例が一部あります。

これまで、廃屋をどう取り扱ったかについては私自身も税務課でもありませんし、何を持って廃屋とするのかという基準が非常に曖昧でありましたので、現在のところは今の状態としてどうなっているかというのは、特例措置を行っている行っていないについては、私の方は確認はまだしておりません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） どうもすみません、課長に質問して。

税務課の方では、やはり定義がはっきりしてないからそれを分けることが出来ないという回答でしたので、やはり定義をきちんとしないと難しいのかなと思います。

それで、先ほど財産権の話もありましたけれども、この図で言うところの施行後の特定空き家指定と、どうやって指定するか条例も含めて明文化していくと思うんですけども、この指定というのが一番難しいと思うんですね。客観的でもあれば、人から見ればゴミでも、その方から見れば財産だったりだとかしますので、そこらあたりの指定を、やはりある程度、社会常識的な地域住民の方の視点も入れて、市が勝手に決めるんじゃないくて、地域住民の声も含めながらそれを指定していくと、でもってその指定の裏付けと言いますか根拠がもっと強くなるのではないかと思います。

それで、空き家指定について選定委員会とかどういった機関を作っていって、第三者機関と言われましたけども、どういった機関を作っていかれて、地元区長とかを入れていかれるのかどうか、それについてちょっとご回答をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回の特別措置法の第7条の中に、空き家対策計画の作成変更、実施に関し協議を行うための協議会を設置することが出来る、というふうに規定がされております。

また、その第2項に、その協議会のメンバーと致しまして、市長村長、地域住民、市町村議会の議員、法務不動産、建築福祉、文化等に関する学識経験者、その他市長村長が必要と認める者を持って構成するとそういうふうに規定をされておりますので、私たち阿蘇市にとっては初めての空き家対策、荒廃家屋に対する大きく踏み込んだ条例になるかと思います。

やっぱり先進自治体の事例、良い点、悪い点を協議検討しながら、メンバーは進めていきたいと思います。

当然、最終的にこの空き家のこれまでの流れとか管理の状態とか聞く必要がありますので、例えば協議会のメンバーに地元の区長さんが入ることが出来なくても、やっぱり地域の代表者の意見ということで聞いたうえでの最終的な判断、そういったものになってくると思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 要は、私の地区でも迷惑な空き家と言いますか、近所に迷惑をかけている空き家がありまして、それに対して対応を総務課長も何度もファックスとか東京の方に流されたとかいうのもあると思いますけども、一向に数年間進まなかったと、そういったのがこういった法でうまくやっていくことが出来るのならば、住民の方も希望するところであらうと思います。

それで、迷惑な空き家とか樹木が撤去、これで出来るかどうかというのについては分かりませんけども、これでやっていけるように是非かたちを作っていただきたいと思いますし、情報というのは地元の区長さん、地元の方々から上がってきますので、空き家バンクにしてもそうです。阿蘇市全体で大きな物を作っても、なかなか情報も含めて起動しづらいというのがありますので、どうやって地元の意見を吸い上げるかというものを念頭に入れて、組織を作っていただきたいと思います。

最後に何かありますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） この特別措置法の本来の目的と申しますのが、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているという、やっぱり行政として地域住民の生命、身体、財産の保護、また生活環境の保全等が必要となってきますので、どこまで27年度1年目でありますので、進むか分かりませんが、まずは条例を作ったうえでパブリックコメントも行って、多くの意見を取り入れてより良き条例作りを目指したいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 住民の声をバックに、より一歩突っ込んで作っていただきたいと思っています。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

これで、終わらせていただきます。どうもすみません。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君の一般質問が終了しました。

若干時間が残っているようですが、本日の一般質問はこのあたりで止めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、本日の一般質問をこれで終わります。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

お疲れでございました。

午後2時49分 閉会